

天井山風力発電事業（仮称）

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

令和3年4月

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧期間	1
(4) 縦覧場所及び縦覧時間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 説明会についての公告の日及び公告方法（当初予定）	3
(2) 説明会の開催日時及び開催場所（当初予定）	4
(3) 説明会中止の周知	5
(4) 説明会中止に伴う代替措置	5
(5) 説明会開催の周知（日程変更後）	5
(6) 開催日時、開催場所及び来場者数（日程変更後）	6
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	8
(1) 意見書の提出期間	8
(2) 意見書の提出方法	8
(3) 意見書の提出状況	8
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	9

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

なお、縦覧期間については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため2月に予定していた説明会を中止したことによる代替措置として、1か月延長し2か月とした。

(1) 公告の日

2021年1月26日(火)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙

2021年1月26日(火)付の以下の日刊紙に「お知らせ」を掲載した。

- ・山口新聞 (別紙 1-1 参照)
- ・朝日新聞 (別紙 1-1 参照)
- ・毎日新聞 (別紙 1-2 参照)
- ・読売新聞 (別紙 1-2 参照)

② 関係自治体の広報誌

以下の広報誌に情報を掲載した。

- ・長門市広報知っちょこ 2021年1月号 No. 247 (別紙 2-1 参照)
- ・げんきみね 2021年1月号 No. 202 (別紙 2-1 参照)

③ インターネット

2021年1月26日(火)から以下のウェブサイト情報を掲載した(長門市は1月12日(火)から掲載)。

- ・山口県 (別紙 3-1 参照)
- ・長門市 (別紙 3-2 参照)
- ・当社 (別紙 3-3 参照)

(3) 縦覧期間

2021年1月26日(火)から3月25日(木)まで (土・日・祝日を除く)

※2月に予定していた説明会を中止したため、2月25日(火)までとしていた縦覧期間を1か月延長し、3月25日(木)までとした。

(4) 縦覧場所及び縦覧時間

① 関係自治体の庁舎等及び公民館での縦覧

以下に示す関係自治体の庁舎等の 計 8 箇所において縦覧を行った。

・山口県長門健康福祉センター	：	開庁・開館時間内
・長門市役所本庁情報公開センター	：	”
・長門市役所別館生活環境課	：	”
・長門市役所三隅支所	：	”
・美祿市役所本庁市政情報センター	：	”
・美祿市保健センター（生活環境課）	：	”
・美祿市嘉万出張所	：	”
・美祿市別府出張所	：	”

② インターネットの利用による縦覧

当社のウェブサイトには方法書の内容を掲載し、縦覧期間中、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

関係自治体の庁舎等及び公民館における縦覧者数は、計 43 名であった。

各縦覧場所での縦覧者数は以下のとおりである。

・山口県長門健康福祉センター	：	0 名
・長門市役所本庁情報公開センター	：	9 名
・長門市役所別館生活環境課	：	4 名
・長門市役所三隅支所	：	10 名
・美祿市役所本庁市政情報センター	：	6 名
・美祿市保健センター（生活環境課）	：	2 名
・美祿市嘉万出張所	：	6 名
・美祿市別府出張所	：	6 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

当初2月に開催を予定していた説明会の公告は、縦覧に関する公告と同時に行った。ただし、関係自治体の広報誌においては、縦覧公告と同時に説明会の開催予定を告知のうえ、縦覧公告の次の号で詳細について掲載した。

しかし、令和3年1月の新型コロナウイルス感染症の全国的な急拡大、それに伴う当社所在地の東京都を含む11都府県への緊急事態宣言の発出状況を鑑み、一旦中止とした。説明会の中止については、開催の公告を行った日刊紙4紙と、日刊紙4紙への折り込みチラシにより周知した。

その後、新型コロナウイルス感染症の動向及び地元の要望等を勘案し、一旦中止した説明会について、日程を3月に変更して開催することとした。説明会の開催については、日刊紙4紙と、日刊紙4紙への折り込みチラシにより周知した。なお、説明会の中止及び日程の変更については、説明会会場への貼り紙による通知も行った。

(1) 説明会についての公告の日及び公告方法（当初予定）

① 日刊新聞紙

2021年1月26日(火)付の以下の日刊紙に「お知らせ」を掲載した（縦覧に関する公告と同時）。

- ・山口新聞（別紙1-1参照）
- ・朝日新聞（別紙1-1参照）
- ・毎日新聞（別紙1-2参照）
- ・読売新聞（別紙1-2参照）

② 関係自治体の広報誌

以下の広報誌に情報を掲載した。

- ・長門市広報知っちょこ 2021年1月号 No. 247（別紙2-1参照）
- ・長門市広報知っちょこ 2021年2月号 No. 248（別紙2-2参照）
- ・げんきみね 2021年1月号 No. 202（別紙2-1参照）
- ・げんきみね 2021年2月号 No. 203（別紙2-2参照）

③ インターネット

2021年1月26日(火)から以下のウェブサイトへ情報を掲載した（縦覧に関する公告と同時、長門市は1月12日(火)から掲載）。

- ・長門市（別紙3-2参照）
- ・当社（別紙3-3参照）

(2) 説明会の開催日時及び開催場所（当初予定）

当初予定していた説明会の開催日時及び開催場所は、以下のとおりである。

① 長門市

- ・開催日時：2021年2月11日(木・祝) 10:00～11:30
- ・開催場所：ほたるの里（旧渋木児童館）

- ・開催日時：2021年2月11日(木・祝) 14:00～15:30
- ・開催場所：宗頭文化センター

- ・開催日時：2021年2月13日(土) 18:00～19:30
- ・開催場所：長門市中央公民館

- ・開催日時：2021年2月14日(日) 10:00～11:30
- ・開催場所：三隅公民館

② 美祢市

- ・開催日時：2021年2月11日(木・祝) 18:00～19:30
- ・開催場所：美祢市秋吉公民館

- ・開催日時：2021年2月12日(金) 18:00～19:30
- ・開催場所：美祢市民会館

- ・開催日時：2021年2月13日(土) 10:00～11:30
- ・開催場所：秋芳桂花小学校体育館

- ・開催日時：2021年2月13日(土) 14:00～15:30
- ・開催場所：美祢市別府公民館

- ・開催日時：2021年2月14日(日) 14:00～15:30
- ・開催場所：美祢市八代ぬくもりの里交流センター

(3) 説明会中止の周知

① 日刊新聞紙

2021年2月5日(金)付の以下の日刊紙に「説明会中止のお知らせ」を掲載した。

- ・山口新聞 (別紙 1-3 参照)
- ・朝日新聞 (別紙 1-3 参照)
- ・毎日新聞 (別紙 1-4 参照)
- ・読売新聞 (別紙 1-4 参照)

② 日刊紙4紙への折り込みチラシ

2021年2月5日(金)付の①の日刊紙に折り込みチラシを行った(別紙 4-1 参照)。

③ インターネット

2021年2月5日(金)から以下のウェブサイト情報を掲載した(長門市は2月4日(木)から掲載)。

- ・長門市 (別紙 3-4 参照)
- ・当社 (別紙 3-5 参照)

④ 地元ケーブルテレビ、有線放送

以下のとおり、ケーブルテレビ及び有線放送により周知した。

- ・長門市 ケーブルテレビ(2021年2月4日(木)から)
 - ・美祢市 ケーブルテレビ、有線放送(2021年3月2日(火)から)
- ※美祢市の有線放送は秋芳地域のみ

(4) 説明会中止に伴う代替措置

説明会中止に伴う代替措置として、縦覧期間を1か月延長した。また、方法書縦覧場所(全8箇所)に「天井山風力発電事業(仮称)環境影響評価方法書-説明資料-」(A4版全49ページ)を設置し、縦覧場所にて閲覧可能とした。

(5) 説明会開催の周知(日程変更後)

① 日刊新聞紙

2021年3月8日(月)付の以下の日刊紙に「説明会開催のお知らせ」を掲載した。

- ・山口新聞 (別紙 1-5 参照)
- ・朝日新聞 (別紙 1-5 参照)
- ・毎日新聞 (別紙 1-6 参照)
- ・読売新聞 (別紙 1-6 参照)

② 日刊紙4紙への折り込みチラシ

2021年3月8日(月)付の①の日刊紙に折り込みチラシを行った(別紙 4-2 参照)。

③ インターネット

2021年3月5日(金)から以下のウェブサイト情報を掲載した。

- ・長門市 (別紙3-6参照)
- ・当社 (別紙3-7参照)

④ 地元ケーブルテレビ

以下のとおり、ケーブルテレビにより周知した。

- ・長門市 ケーブルテレビ (2021年3月5日(金)から)

(6) 開催日時、開催場所及び来場者数 (日程変更後)

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は、以下のとおりである。合計で113名が来場した。

① 長門市

- ・開催日時：2021年3月17日(水) 18:00~19:30
- ・開催場所：ほたるの里 (旧渋木児童館)
- ・来場者数：11名

- ・開催日時：2021年3月20日(土) 18:00~19:30
- ・開催場所：長門市中央公民館
- ・来場者数：6名

- ・開催日時：2021年3月21日(日) 10:00~11:30
- ・開催場所：三隅農業者トレーニングセンター (三隅公民館)
- ・来場者数：19名

- ・開催日時：2021年3月21日(日) 18:00~19:30
- ・開催場所：宗頭文化センター
- ・来場者数：15名

② 美祢市

- ・開催日時：2021年3月18日(木) 18:00~19:30
- ・開催場所：美祢市民会館
- ・来場者数：15名

- ・開催日時：2021年3月19日(金) 18:30~20:00
- ・開催場所：美祢市秋吉公民館
- ・来場者数：10名

- ・開催日時：2021年3月20日(土) 10:00~11:30
- ・開催場所：美祢市嘉万公民館
- ・来場者数：8名

- ・開催日時：2021年3月20日(土) 14:00～15:30
- ・開催場所：美祢市別府公民館
- ・来場者数：9名

- ・開催日時：2021年3月21日(日) 14:00～15:30
- ・開催場所：秋芳八代ぬくもりの里交流センター
- ・来場者数：20名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、一般からの意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

2021年1月26日(火)から3月25日(木)まで (郵送の場合は当日消印有効)

(2) 意見書の提出方法

意見書の提出は、以下の方法により受け付けた。(別紙5参照)

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・当社への郵送
- ・説明会での提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は45通(意見書箱への投函34通、郵送6通、説明会での提出5通)、意見総数は137件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び「電気事業法」第46条の6に基づく、方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

意見書1 <事業1件>

山口県長門市A氏

No.	一般の意見	事業者の見解
1	<p>風力発電かつて山手(雨乞岳～やが浦一体に(19基が立つ予定だった))に自然エネルギー風車を立てる計画(試験アンテナも立て安全性もG0になったけど確かめられた)反対した者として、今思い返せば東北の原っぱのことと思えば(40年は廃炉にするまでの時間がかかるという)当時はわけもわからず反対のための反対をした感があります。山の手はだんだん山林田畑も荒れ過そ化のけいこうがあります。自然も少しのリスクはあっても真に利用されて生きると思いません。</p> <p>長門の発展のため、又なにかしら山林業の発展のため、推進してもらいたいし又かつての北側の風車も起したらいいかと思えます。</p> <p>山の上を開発木が切られると反対(ため池の水が出なくなるということで)</p> <p>◎自然は利用されてこそ価値がある(出る)</p> <p>◎山の手の利用○</p> <p>◎自然エネルギーさんせい</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにより現地調査を十分に行い、環境への影響低減に努めてまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
2	<p>長門市側の対象事業実施区域に最も近い渋木、真木地区には上水道は通っていません。各自が浅井戸水や深井戸水などの地下水を使用していたり又、一部山水などを使って生活しています。</p> <p>この天井山風力発電事業の工事に伴い発生する工事中排水及び生活排水を地下浸透処理されるとの事ですが、地下水にどのような影響を与えるかは未定です。付近の住宅とは距離的にかなり離れていますので影響は考えにくいですが、それを証明するためにも何か所か観測井戸を作って工事前、中、後の水質検査（pH、濁度、電気伝導度、水位の変化）なども調査したらどうでしょうか。問題がなければ付近の住民は安心できると思われれます。</p> <p>また、付近を流れる深川川は環境基準 A 類系であるので、工事中道路を造られる時など濁水などが混流しないように対策をたてる必要があると思います。</p> <p>風力発電は環境負荷の少ない脱炭素エネルギーで、近い将来、有望なエネルギーです。これからも益々発展していくことを願っています。</p> <p>（測定項目）</p> <p>pH-水の酸性、中性、アルカリ性を示す数値。し尿などが混入すると極端に変化する場合があります。</p> <p>濁度-水の濁りを示す。工事中濁度が高くなれば工事中の排水が影響している可能性がある。</p> <p>電気伝導度-水の電気伝導を表す。水の中にイオンが多くあれば高くなる。生活排水などが混入すれば極端に高い。</p> <p>水位の変化-水位が極端に増減したりすれば地下水の水脈に何らかの影響があると考えられる。</p>	<p>本事業計画においては、地下水への影響を及ぼすような工事は想定されないため、環境影響評価の調査項目としておりません。</p> <p>地下水が生活用水等に使用されていることは把握しておりますので、状況に応じて適切に対応いたします。</p> <p>付近を流れる河川への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省産業保安グループ電力安全課、令和2年11月）等を参考に、一時的な造成による周辺河川等への水質（水の濁り）の影響について調査・予測・評価を行います。</p> <p>工事中道路を造る際の濁水対策については、関係自治体の指導のもとに、適切な対策を講じます。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
3	<p>「長門市・美祢市に風力発電」ん！何故ここに？ 「〇〇環境影響評価方法書」説明会？これまた何だと思いつながり興味深く参加させていただきました。3/17(水)の説明会で概略は分かりましたが、詳しいことはよく分かっていませんし、正直、不安に思うこともあります。従いまして、分からないことなどを質問させていただきます。尚、質問は思いついたままですし、きちんと整理されていないし、内容によっては失礼な表現などがあるかも知れません。また、内容が稚拙で取るに足らないことも多くあるとは思いますが丁寧な対応をよろしく願いいたします。 以下、若干の意見及び質問です。</p>	<p>ご意見及びご質問について、以下のとおり回答しております。</p>
4	<p>1. 地域住民の「健康不安」に関する件 (1) 説明書には、「騒音・超低周波音・振動」対策として「できる限り住宅等から離す」とありますが具体的に風車と住民の距離が一番近い所で何m(何km)位になる予定ですか？その場合、住民の健康面の不安は大丈夫でしょうか？(解消されますか？)(地形等によって色々と変わってくると思いますが)</p>	<p>現時点では、風力発電機設置想定範囲から最も近い住居までの距離は690m程度の計画です。今後、現状の環境を把握したうえで、調査・予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じることで風車騒音による健康面への影響の回避・低減に努めます。 また、風車騒音の予測では、音の伝搬理論に基づく距離減衰式(ISO 9613-2)を用い、地形による音の回折を考慮した予測を行います。</p>
5	<p>(2) 風力発電は電磁波による「健康被害」は考えにくいのでしょうか？</p>	<p>風力発電機は発電設備であるため電磁波が発生しますが、日本では国際的なガイドライン値を規制値として導入しており、そのレベルは身近な家電製品や送電線等から発生するレベルと同レベルと考えられます。家電製品や送電線等は日常生活のあらゆる場所に存在しているため、風力発電設備が発生する電磁波は健康に影響を与えるレベルではないと考えられます。</p>
6	<p>(3) 過去に地域住民から風力発電による「健康被害」の相談及び話を聞かれたことはありますか？</p>	<p>地域住民の皆様から健康被害に関するご質問をお受けすることはありますが、弊社の運営する既存の風力発電所(4か所)では健康被害の報告は受けておりません。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
7	2. 自然環境の変化に関する件から (1) 我ふるさを流れる深川川は大きな河川でもないし、水量もそれ程多くはありません。しかし、深川川の良さは「水がきれい」ということです。大雨等で洪水になっても雨が止んで2、3日も経てば、元のきれいな清流が復活するのです。もちろん鮎も住めるし、私達が子どもの頃は自然体験が出来る貴重な場でした。そういう貴重な自然環境が風車建設によって「破壊」されてしまうのはあってはならないことです。そこで心配なのが、風車建設によって「河川の汚濁」がどの程度進むのかということです。「汚濁」が無いことに越したことはありませんが実態調査と「汚濁対策」を望むものです。その辺りの展望（計画）をお聞かせ下さい。	水質については、造成・基礎工事等による周辺河川等の水質（水の濁り）への影響について調査・予測・評価を行うこととしており、周辺15地点で季節ごとに1回の調査に加えて、降雨時の調査を行います。 造成・基礎工事の掘削時の濁水及び降雨時の排水は、沈砂池に集約し、土壌に浸透させることで、濁水の排水を防止する計画としており、具体的な対策については、調査・予測・評価結果を基に検討し、これらの結果については準備書においてお示しいたします。
8	(2) 今でも鳥獣類による農作物等の被害が多くあります。風車建設によってこれらの被害に拍車がかかるのではないかと心配しますが、その辺りの調査・対策もよろしくお願いします。これまでに具体的な対策を講じられた事例（経験）はありますか？	開発に当たっては、極力改変面積を低減するように努めます。 今後、鳥獣類による農作物被害が増加し、その影響が本事業に起因すると考えられる場合には、対策を検討します。 弊社の運営する既存の風力発電所（4か所）では、現時点では鳥獣類による農作物等への被害報告は受けておりません。
9	(3) 生活用水（井戸水）への関係（影響）も調査されるのでしょうか？	本事業計画においては、井戸水等の地下水への影響は想定されないため、環境影響評価の調査項目としておりません。
10	3. その他、経済性（面）など（順不同） (1) そもそもこの事業計画において調査の結果、経済面での有効性が無いと判断された場合撤退はありうるのでしょうか？	経済面を含めた総合的な観点から事業実施可否を判断します。
11	(2) 総工費はどの位見積っていらっしゃるのでしょうか？	現在は計画の初期段階であり、今後設計・見積を進めていくため正確な費用は把握できておりません。
12	(3) 契約の主体は JRE さんとどこになるのでしょうか？国 or 県 or 市 or 地権者？単独か複数なのか？	事業主体は今後弊社が設立する本発電所の事業会社となる予定です。
13	(4) 「再エネ事業」に関わる費用で政府支援（国の支援）はあるのでしょうか？	国からの補助金等はありませんが、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、固定価格買取制度（FIT）対象事業となります。
14	(5) もし、事業が計画通りに進んだ場合、地元の業者は何を、どの程度関われる可能性があるのでしょうか？	土木工事や電気工事及び維持管理に係る業務が想定されます。
15	(6) 送電網の話が全々無かったと思いますが、これはこの事業とは関係無いのでしょうか？既存の鉄塔等を使われるということでしょうか？（鉄塔の下がハゲているのを時々見かけますので気になります。）	当風力発電所で発電した電気は、中国電力様の送電網に接続します。接続にあたっては中国電力様の既存鉄塔を使用予定です。

No.	一般の意見	事業者の見解
16	(7) この事業が運用（運転）から 20 年間と言われたと思いますが、これが、そのままいった場合、20 年後が気になります。諸々の物品など責任をもって撤去するとおっしゃっていましたが、本当に大丈夫なのか心配です。当然覚書等できちんと処理されると思いますが責任をもってやっていただきたいと強く願っております。	本事業は経済産業大臣の事業認定を取得したうえで行います。撤去費の積み立ては審査の対象となっており、弊社の事業費に盛り込まれております。
17	(8) 出資者が外国の企業及び公社となっておりますが、国内の企業は関わっていないのでしょうか？何か理由があれば教えて下さい。特段無ければ結構です。	国内の企業は弊社に出資しておりませんが、特段の理由はありません。
18	(9) 3/17（水）説明会において、やや早口で説明されたのでわかりにくい面もありました。時間を有効に使いたいという気持ちは分かりますが、もう少しゆっくりとページも指定回数（「〇〇ページですが…」）を増やしてもらおうと説明がより生きると思います。 ※まだ色々ありますがこの辺で止めます。貴社の増々の発展を願っております!!	ご指摘いただきありがとうございます。ご指摘いただきました内容は今後の説明会へ反映するように努めてまいります。

意見書 4 <事業 1 件>

山口県長門市 D 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
19	是非事業を成功させて下さい	自然環境、生活環境への影響低減に努めて事業を進めてまいります。

意見書 5 <事業 2 件 景観 1 件 文化財 1 件 全 4 件>

山口県長門市 E 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
20	質問・疑念 ①景観（山の）はどうなるのでしょうか、又それに対してどの様な見解をおもちでしょうか	景観については、現在の景観を写真にて撮影し、風力発電機を合成することで将来の見え方を予測いたします。調査・予測・評価の結果は準備書にお示しいたします。
21	②建造物により“立ち入り禁止区域”が生じると思えるが登山道はどうなるのでしょうか	風力発電機周辺は安全措置を講じますが、構内道路は開放する予定です。また、構内道路は登山道を横断する場所があるかと思いますが、登山道の通行の妨げにならないよう配慮致します。工事中は安全のために一部登山道の迂回をお願いする可能性がございます。
22	③この人口減少地域で大量に生産される電気はどこに供給されるのか？	中国電力様の送電線を経由し中国電力管内へ供給されます。
23	天井山、権現山は居住地から物理的に全て登山が叶う山です大水峠の地蔵様も在ります。保存望みます。	お地蔵さまは他にもあると聞いております。関係自治体へも確認を取りながら文化財の保存に努めてまいります。

No.	一般の意見	事業者の見解
24	<p>風力発電は、自然エネルギーと言われていたが、巨大な人工物であり、自然へのインパクトはかなり大きいものです。</p> <p>建設予定地である天井山近辺は多くの水脈があるところであり、国内希少種であるクマタカの生息地でもあります。これらに全く被害を与えないという保証があるのでしょうか。</p> <p>また、風力発電についての被害として、低周波、ストロボ効果があげられます。風車を回すにも電力を使い、風の向き、強さによっていつも電気をおこすことができるわけではありません。建造物にも寿命があります。そして、最近の異常気象に本当に耐えられるのかも心配です。建造物にかかる費用と、動かすための費用と、それに見合う電力が果たして生み出されるのか。風力発電のような不安定な電力は、バックアップ電力なしでは、利用できないと聞いています。</p> <p>以前聞いた話でもあるので、情報が古く、今は改善されているところもあるかと思えます。今のままでは不安しかなく、自然や住人に対して大きな負荷をかけるものを作ってまで、電力をつくらなければいけないのか疑問です。</p>	<p>風力発電については、巨大な人工物であり、自然へのインパクトが大きなものとなるため、事業の実施にあたってあらかじめ環境影響評価を行います。</p> <p>環境影響評価にあたっては、ご懸念のクマタカ、低周波及び風車の影等の影響について、調査・予測・評価を行い、影響の回避・低減を図ります。これらの結果については準備書にお示しいたします。</p> <p>風力発電は、風の強さに発電量が左右されますが、風を利用した発電のため、維持・管理費用等を除けば発電のための費用はほぼ掛からない設備となっています。</p> <p>また、本事業は運転開始 20 年後には撤去を前提としております。</p> <p>近年風力発電機設計に関する審査は厳格化されており、暴風や大規模な地震に対する基準を満たさない場合には建設が許可されない国の制度があります。当事業においても基準を満たすことができる風力発電機を採用いたします。</p> <p>また、風況観測を実施しており、建設運轉費に見合う十分な発電量を得られる見込みです。</p> <p>なお、風力発電は発電量が一定ではありませんが、接続する中国電力様の送配電網を経由することで、需要家の皆様への供給は安定的に行われます。自然や地域住民の方への負荷の回避・低減を図るよう、環境影響評価法に従い調査・予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じることで、適切な計画といたします。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
25	①西日本最大級の風力発電であり低周波が人、動物にあたる環境変化について知りたい。	低周波音の影響については適切に調査・予測・評価を行ってまいります。
26	②長門森林景観について国定公園内での開発と思うが自然景観が守られるのか。	対象事業実施区域には国定公園の指定はないと認識しております。 周辺の国定公園である秋吉台国定公園からの景観につきましては、適切に調査・予測・評価を行い、結果を準備書にお示しいたします。
27	③風力発電事業から撤退する場合の責任の所在地はだれになるのか。元通りに復元できるのか。	本事業は弊社が今後設立する事業会社により開発建設予定のため、万が一撤退する場合もその事業会社が責任を負います。

No.	一般の意見	事業者の見解
28	<p>現在建設が予定されている天井山系の稜線は権現山（兎渡谷・神楽舞）、秋芳八代地域の民俗の元となる数々の信仰の山々で、大水峠や荒ヶ峠には稜線にお地蔵様も鎮座されています。天井山は旧八代小学校歌にも詞われ、地元生まれ育った民の誇りの山です。</p> <p>この様な文化、風習、民俗に関する環境及び影響に対する配慮が資料から感じとれません。地元、教育委員会（又は有識者）を交えた再調査をお願いしたいと思います。</p> <p>安直に乗っかかりの道路を建設することも単なる自然破壊といっしょです。それと、後世に撤去の必要が生じた時のことまで考慮願いたく存じます。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。いただいたご意見を参考に、地元教育委員会（又は有識者）にご意見を伺いながら文化財の保存に努めてまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
29	<p>説明会資料 P4) エネルギー開発を通じて地域社会の発展に貢献し、エネルギーの自給...に取り組む。 (社長のビデオ説明でも...) →施設設置工事による地域経済効果以外には効果が不明。</p>	<p>地域社会への貢献案として、構内道路は地元住民の皆様及び地元森林組合様に開放し有効利用いただくことを想定しています。</p> <p>この他にも今後地元の皆様のご意見をお伺いしながら、弊社が地元でどのようなご協力ができるのか検討してまいります。</p>
30	<p>P7) 想定年間発電量：30,000～35,000 世帯分 →エネルギーの自給...なら、まず、長門地域 15,000 世帯の電気料金軽減に貢献されたい。 その他、地元にもメリットがない。 事業期間：20 年 →基本的に撤去、その後の現状復帰の保証は？</p>	<p>地域社会への貢献については上記案を想定しております。</p> <p>現状では発電事業者が需要家の皆様に直接電力を供給することは制度上できないため、今すぐ電気料金の軽減に貢献することはできませんが、今後制度が変わった場合には検討してまいります。</p> <p>事業期間は 20 年間の実施を基本としており、その後は施設の撤去を基本としておりますが、20 年後の社会情勢により検討いたします。</p>
31	<p>P8) 実施区域の設定経緯 →図のエリア内だけで、尾根の風速が強いのは当然で、どこも同じ。敵地（←原文まま）と判断した他地域との比較検討状況が不明。</p>	<p>NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）が公表している風況マップより、風力発電機の設置に適した風況であることに加え、大型風力発電機の輸送が可能と見込めること、一定程度の距離を住居等からとることが可能と見込めること、付近の系統容量に空きがあり接続可能なこと等から総合的に判断し対象事業実施区域に設定しました。</p>
32	<p>P12) 輸送ルート →小野田港からの陸送なら、山陽側に近い敵地（←原文まま）があるはず。ないならその証明を。 発生電力の送電（←原文まま）も消費地に近い方が効率的では。</p>	<p>陸送路については、事業用地近隣の港からの輸送の可能性についても検討致します。</p> <p>当風力発電所で発電した電気は中国電力様の送電網に接続され、基本的には中国電力管内の地域に送電されます。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
33	<p>その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尾根沿いに車が通行できる工事用道路を本当に作るのか？ 	<p>風力発電機の建設及び運転開始後の維持管理のため車両が通行できる道路を建設致します。</p>
34	<ul style="list-style-type: none"> ・自然保護の環境影響評価は当然だが、それ以上に生活地域への影響(特に有害鳥獣の被害)とその対策が不明。被害が目立てば柵や駆除、その財源基金...などもその場の答弁だけで未だ資料に明記されていない。 	<p>開発に当たっては、極力改変面積を低減するように努めます。</p> <p>今後、鳥獣類による農作物被害が増加し、その影響が本事業に起因すると考えられる場合には、対策を検討します。</p>
35	<ul style="list-style-type: none"> ・開発は全てを検討した上で、メリットとデメリットのバランスなので、犠牲をはらっても必要があると判断できるか？ <p><u>そもそも試験用鉄塔を建設する前に事前協議をして欲しかった。</u></p>	<p>自然や地域住民の方への負荷の回避・低減を図るよう、環境影響評価法に従い調査・予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じることで、適切な計画といたします。</p> <p>また、今後地元の皆様のご意見をお伺いしながら、弊社が地元でどのようなメリットを生み出すことができるか検討してまいります。</p> <p>風況観測用の鉄塔を建設する前に、長門市三隅支所と協議のうえ、辻並、大竹・正楽寺、上中小野、湯免、市の5地区長と、美祢市では栢木地区と協議をさせていただいておりましたが、地域住民の皆様と協議ができておらず大変申し訳ございません。今後、地元の皆様と協議のうえで進めてまいります。</p>
36	<p>＜香月画伯の言葉より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべて機械が発する音は美しくない。鳥の声、虫の、樹の、草の風声は心地よい。 ・自然のものは一応の用を果たした後も、それなりの美しさを見せ、よいころには消えてもくれるが、人間の造ったものにはそのような配慮がない。 ・人間の生き方もほどほどにしたいものだ。人間のみの地球ではない。 ・ここが＜私の＞地球である。 	<p>自然環境、生活環境への影響低減に努めてまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
37	<p>・オオタカ（鳥）も住んでいるはずなので、オオタカの調査もよろしく願いいたします。</p> <p>理由 オオタカは山口県のレッドデータブックに載っている鳥なためです。</p>	<p>今後の現地調査では「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成 24 年）に準じた調査を実施し、オオタカを含む希少猛禽類の生息・繁殖状況を適切に把握し、事業による影響を適切に調査、予測します。</p>
38	<p>・風力発電、大賛成です。</p> <p>理由 ここ、山口県の日本海側は非常に風の強い地域で、中央公民館の説明会の日も東京から来られました会社の方に申し上げたのですが、この強風を活用しない手はないと思います。気象庁のデータは、観測所がどうも油谷湾という湾の中にあるようで、風力の数値は長門市の多くの地域の実際とはかけ離れて低く発表されています。「まあ、台風みたいに風が強いね。」、日がさも雨がさも全くさせない日に、NHK 総合テレビの D ボタンで天気を見ると、風速 5 m や 6 m です。「そんなわけないよね。」と、家族で会話する日がしょっちゅうあります。湾なので風がさえぎられていると思われます。</p> <p>難しいことは全然わからない者ですが、この強風が発電に活用されると良いなと思います。以上。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。適切な事業計画を立ててまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
39	<p>天井山と聞けば昭和 20 年代の生まれの私にとって懐かしい響きです。毎年秋に全校生徒で遠足に行き一日中草スキーなどして遊んだものでした。ここ秋芳町八代地区の山々は大変美しく連なる山々の稜線は一日中見てもあきることはありません。何十年か前、中電の鉄塔が建てて又今日風力の塔が建てば美しい自然が破壊されて大変残念です。</p> <p>又、昨今自然災害が多く地震や台風できれいな水源がどんなになるのか心配です。</p> <p>又、その時の保障など責任を持って頂きたいと思えます。</p> <p>原子力に変わるエネルギーとして水や風や太陽のエネルギーを利用せざるを得ませんが、余りにもここ秋芳北部、八代の山々を犠牲にされてはいませんか。</p>	<p>風力発電設備の設置及び構内道路の造成を最小限に抑え自然環境への影響低減に努めてまいります。</p> <p>また、水源の保存については重要事項の一つと考えております。工事に当たっては十分な調査ならびに関係自治体の指導のもとに細心の注意を払って行います。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
40	<p>・騒音、振動…測定地点があまりに少ない。これだけの地点測定で影響を受けるすべての住民に完全な説明と理解が得られるとお考えなのか。最も民家に近いという観点だけでなく、その地点がたまたま山影などでレベルが低いこともありうるので、地形も考慮していろんな地点で測定してほしい。地点を数倍に増やすこと。</p>	<p>騒音及び振動の調査地点は、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」等の最新の知見を踏まえて、住宅の分布状況を確認し、風力発電施設との位置関係も考慮したうえで、対象地域を代表する騒音が把握できる地点を選定しています。</p>
41	<p>・水質…4 季に各 1 回と降雨後の高水時 1 回となっているが、特に水量変化についてはそれだけでは影響を正しく知ることはできないのでは？連続して年間測定すべき。 地点の選定に当って、湧水地をもっと増すというか、湧水地はすべて測定してほしい。私の近くでは W9 山の奥川に加え、湧水地点弁財天及び小原の湧水地を加えてほしい。 山の奥川は降雨後は増水するが、すぐに枯れてしまう。それに対し弁財天及び小原は年中枯れることはないし、飲料水として近隣の数戸がパイプを引き込み利用している他、農業上も大変重要な湧水です。 水質及び水量の影響を大変心配しています。</p>	<p>水質については、工事により発生する濁水が周辺河川に流れ込むかについて調査・予測・評価を行います。調査により現況を把握したうえで、影響について予測を行います。調査手法については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省産業保安グループ電力安全課、令和 2 年 11 月）を参考に設定しており、調査期間を季節毎に 1 回としております。</p> <p>また、方法書時点の事業計画においては、湧水等の地下水への影響は想定されないため、環境影響評価の調査項目としておりません。ただし、別府弁天池湧水については、環境省の名水百選に選定されていることから、水質（水の濁り）の調査地点としております。</p>
42	<p>・低周波に対する評価…我々の感覚と相当づれてないか。（ほとんど影響ないように書いてある）住民が実際に受ける感覚に沿う測定方法を見つけ、変更し、新ためて、事前にそれを示すこと。</p>	<p>低周波音については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」等の最新の知見に基づいた測定方法により調査を実施したうえで、予測・評価を行います。低周波音の調査は、周辺の集落 10 地点で、時期による違いを考慮して年 3 回行う計画としており、これにより当該地域の低周波音の特性を踏まえた影響評価に努めます。</p>
43	<p>・景観…観光地点からの景観しか評価していないように思うが、一番重視すべきは 24 時間 365 日そこで暮らす住民ではないでしょうか。この視点が欠けていると思います。現在の技術からすればバーチャルで見せることもできると思います。希望する住民それぞれの地点からの見え方を見れるようにしていただきたい。</p>	<p>景観への影響を評価するための代表性の観点から、観光地等の景勝地や公園等の身近な眺望点を調査・予測地点に選定しています。</p> <p>対象事業実施区域の近隣集落からの見え方については、環境影響評価とは別途、お見せできるよう検討してまいります。</p>
44	<p>・現在の日本において自然エネルギーの重要性は理解はしますが、それが、一部の地域、住民の犠牲の上に成り立つものではないと考えますが、貴社の理念と相反するものではないと思いますが、実際行われようとしていることが、そうっていないか、1 人のとりこぼしもないように、地域にも風車ができてよかったと言われるようにぜひよろしく願います。</p>	<p>本事業による環境への影響を回避・低減するよう十分な調査検討を行い、また本事業の意義についても地域の皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
45	健康や環境への影響に不安があります 耐用年数を過ぎた後に、元に戻してもらえとも思えないので、反対です。 風力発電はいりません。 人の住めない所にしないでください。	本事業による健康や環境への影響を回避・低減するよう十分な調査検討を行い、また本事業の意義についても地域の皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。なお、弊社が開発建設した発電所近辺において、今までに人が住めなくなったという事例はございませんので、本事業においても同様に適切な事業計画としてまいります。

No.	一般の意見	事業者の見解
46	設置予定箇所等々の地図がちいさく、不明確で判断の材料にならない。 “位置がわかりづらい”	準備書においては、図示する施設等の位置がわかりやすくなるように工夫いたします。なお、方法書の図については、対象事業実施区域及びその周辺を俯瞰的に見ることができるよう、対象事業実施区域の全体を表示できる縮尺にて掲載しております。

No.	一般の意見	事業者の見解
47	地元の人の話では、「美祢市の簡易水道化のなかで、嘉万の地域はなかなかいい水源が見つからず、大水のたびに水が濁るという問題に直面していた。ようやく今の半田の所に水源を見つけたところで、半田の水は銘水としてみんなが水を汲みにいっているところ。この度の風車建設は、その半田の水源の上の山に建てる計画になっている。大きな風車を安定して建てるには相当な基礎を作らないといけない。コンクリートを打ち付けたりする工事をやれば水が濁る可能性は大きい」とのことであった。この問題について、市の水道の関係者も風車の担当ではないので知らないのではないか。風車が建った後、地域住民から苦情が寄せられるのでは職員もたまったものじゃない。説明会にも市の職員は見かけなかったように思うが JRE に、関係部署への連絡有無を確認した方がいいとの話であった。	半田水源については地下水源であると認識しており、本事業計画においては、地下水への影響を及ぼすような工事は想定されないため、環境影響評価の調査項目としておりません。 ただし、水源の保存については重要事項の一つと考えております。工事にあたっては十分な調査ならびに関係自治体の指導のもと最新の注意を払って行います。また、環境影響評価の項目とするかについては検討のうえ、対象とする際には適切に調査・予測・評価を行います。 美祢市水道局には水源の位置等の確認をしております。今後も引き続き関係部署への連絡・協議を行ってまいります。

No.	一般の意見	事業者の見解
48	<p>美祢市ではかねてから日本ジオパークの取り組みを進めてきており、太古からの自然遺産を大切に子々孫々まで受け継いでいくという全国的な取り組みを行ってさらにユネスコの認定を目指して活動を展開している。JREはSDGsの一環と言っているが、SDGsのもともとは地域開発や産業重視による環境破壊、貧富格差の広がりを問題視してきたもの。美祢市の活動であるジオパークこそがSDGs（←原文まま）の精神に基づく活動で、風車は健康障害、森林や山を削り、地域の生活用水、農業用水、また地域の生態系にも問題をひきおこすものでジオパークの取り組みと対立するものではないか。方法書では「影響を回避、極力低減します」との回答になっているが日本最大級の陸上風車の建設なので影響は増大する可能性が高く、ジオパークの認定も取り消しされる可能性もある。地域に迷惑をかけてまでやるのか。</p>	<p>美祢市教育委員会事務局 世界ジオパーク推進課には事業計画の説明をさせていただいております。引き続き、美祢市教育委員会事務局 世界ジオパーク推進課と協議させていただくことになっています。</p>
49	<p>全国各地で、超低周波音による被害が多数報告されている。JREの風車だけ被害者がいないという保証はない。下関市の安岡沖では超低周波音による地域住民への健康被害が懸念されるから、風車建設には反対しないが、沖合10km離すことを要求している。イギリスでも洋上風力は20キロ以上沖合など、海外でも居住地から離すことが常識となっているなか、秋吉地域に多くの市民が居住しているところに建設するのは地域住民のことより固定買取価格最優先の事業としか思えない。</p> <p>JREは「地域のパートナーになる」と会社説明しているが、その観点からも計画規模を大幅に縮小することが妥当と思う。また、「地域住民に健康被害がでたら直ちに風車を止めます」との説明会での社員回答があったが、それを一社員の口約束にするのではなく、会社としてそのことを保障する具体的対応措置を示してほしい。</p>	<p>自然や地域住民の方への負荷の回避・低減を図るよう、環境影響評価法に従い調査・予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じることで、適切な計画といたします。</p> <p>また、発電所の稼働に伴う負の環境影響が生じた場合に備え、運転開始までに稼働に伴う影響の調査や要望・苦情への対応体制を検討してまいります。</p>
50	<p>風車の問題で、今までは健康被害、地域の環境破壊にもとづく土砂災害などが大きな問題であったが、昨今これに加え、撤去費用を地上権設定契約を結ぶことで、法的に撤去費用を地権者に負担させ、地権者で支払いきれない場合は地元自治体負担にという事が問題視されている。一基の撤去費用は3億円以上といわれ、天井山では50億円前後となる。説明会では土地に関しては地上権設定契約でおこなうこと、撤去費用は事業を始める前に国の定める割合を準備するとのことであったが、金額が大きいこと、準備する割合も不明、また20年間のあいだの事業者側の状況など不安はぬぐえない。まかり間違えば、美祢市の自治体を破産させかけないだけに撤去費用に関する補償を担保するものをお願いしたい。例えば、事業を始める前に撤去費用を美祢市（自治体）に預けておくなど、口約束でないものを・</p>	<p>弊社が地権者様と地上権設定契約を締結し、事業用地を借用させていただいたとしても地権者様に風力発電機の撤去費用をご負担いただくようなことはございません。また、本計画では地元自治体に撤去費用の負担をいただくこともございません。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
51	<p>私ども半田集落では、毎年「弁天様、水神様」のお祭りを行っています。特に半田弁天（湧水）が飲み水（地元、他地区からの水くみ）、水田（農業用水）、美祢市水道課等に利用されています。この度の工事で健康、水量、水質、水系の影響が心配されますので事前に、調査をぜひお願い致します。</p>	<p>半田弁天湧水については地下水源であると認識しており、本事業計画においては、地下水への影響を及ぼすような工事は想定されないため、環境影響評価の調査項目としておりません。</p> <p>ただし、水源の保存については重要事項の一つと考えております。工事にあたっては十分な調査ならびに関係自治体の指導のもと最新の注意を払って行います。また、環境影響評価の項目とするかについては検討のうえ、対象とする際には適切に調査・予測・評価を行います。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
52	<p>環境影響調査の項目に別府弁天池の水質調査と湧水量調査を追加してほしい。</p> <p>この水はこの地域の生活に必要不可欠です。この地域には浄水場はなくこの水をそのまま水導水（←原文まま）として使用しています。また多くの方が水を汲みにきて飲用水として利用しています。大嶺酒造では酒造りの水としても活用されています</p> <p>このように、弁天池の水はこの地域の生活に大きな影響を及ぼすことは明確です。</p> <p>ぜひ別府弁天池の水質、湧水量の調査を追加をお願いします。</p>	<p>別府弁天池湧水については、環境省の名水百選に選定されていることから、水質（水の濁り）の調査・予測地点としております。</p> <p>水質（濁り）の影響については、調査・予測結果を基に評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討し、回避・低減に努めます。なお、調査・予測・評価結果については準備書に記載いたします。</p> <p>なお、現時点では湧水量への影響を及ぼすような工事等は想定していただいたため、湧水量の調査は計画しておりません。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
53	温室効果ガスの実質的排出量を 2050 年にゼロにするとの日本政府の目標を達成する為には発電エネルギーの比率現状 22%の再生可能エネルギーの割合を大巾に上げる必要があると考えます。しかし天井山風力発電事業の場合、下記の懸念事項をクリアーして下さい。	ご懸念事項について以下のとおり回答いたします。
54	1. 弁天池の水等良質な水量・水質が維持できますか	別府弁天池湧水については、環境省の名水百選に選定されていることから、水質（水の濁り）の調査・予測地点としております。影響については、調査・予測結果を基に評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討し、回避・低減に努めます。なお、調査・予測・評価結果については準備書に記載いたします。
55	2. 台風時に安全性が保持できますか	近年風力発電機設計に関する審査は厳格化されており、暴風や大規模な地震に対する基準を満たさない場合には建設が許可されない国の制度があります。当事業においても基準を満たすことができる風力発電機を採用いたします。 また、台風等の暴風時には、風力発電機を安全に停止したうえで羽根が風を受けないよう向きを制御するシステムを備えることが義務付けられております。
56	3. 秋吉台からの景観が世界ジオパーク認定を目指す上で支障にならないでしょうか	関係機関と協議を進め、認定に支障が無いよう配慮します。

No.	一般の意見	事業者の見解
57	開発によって ◦イノシシ、サル、シカの鳥獣被害がひどくなる懸念される	開発に当たっては、極力改変面積を低減するように努めます。鳥獣類（イノシシ、サル、シカ等）による農作物被害が増加し、その影響が本事業に起因すると考えられる場合には、対策を検討します。なお、弊社の運営する既存の風力発電所（4か所）では、現時点では鳥獣類の農作物等の被害報告は受けておりません。
58	◦水脈がかわる 生活用水（井戸水）水田等	方法書時点の事業計画においては、井戸水等の地下水や水脈への影響は想定されないため、環境影響評価の調査項目としておりません。
59	◦低周波で原因不明の病気の発症のおそれあり	現状の環境を考慮したうえで風力発電機による影響の調査・予測・評価を行い、影響の回避・低減に努めます。
60	◦住民の健康被害が心配、子孫に永久的に影響を及ぼす	
61	◦将来撤去の際はもとの自然にもどすことができるのか	風力発電設備を撤去する場合、その跡地は緑化する方針であります。構内道路は引き続き地元の皆様に開放し有効利用いただくことを想定しています。 自然環境への影響を最小限に抑えられるよう計画を検討してまいります。
62	◦まず自然が破壊される	
63	◦住民の利益は何か、このことで住民がすめなくなるということはないか。（水 環境破壊）	住民の皆様への貢献策として、構内道路を開放し有効利用いただくことを想定しています。また、工事に際して地元の企業様にもご参加いただくことで一定の経済効果があるものと想定しています。また、風力発電設備が建設された後には税収面（固定資産税）でも一定の貢献ができるものと考えております。
64	◦地元住民に何のメリットあるのか、全くない！	この他にも今後地元の皆様のご意見をお伺いしながら、弊社が地元でどのようなご協力ができるのか検討してまいります。
65	◦住民にとってマイナス面が多い。	また、住民の皆様の住環境に対する影響の回避・低減についても今回の調査結果をもって検討してまいります。なお、弊社が開発した発電所近辺において、今までに人が住めなくなったという事例はございませんので、本事業においても同様に適切な事業計画としてまいります。

No.	一般の意見	事業者の見解
66	<p>◆陸路 316 号線と走行の安全性 車は重量は何キロなのか。どんな車が走行するのか？ 道の近くでは振動で、家の建具が閉まらなくなる。隙間ができるなどの、被害が想定される。区間の調査はどのようにされるのか？ 被害があった時の保証の確約はどのようにするのか。</p>	<p>316 号線においては、風力発電機の輸送に使用する数十トンのトレーラーや、工事車両などが走行します。 工事用車両は、可能な限り低騒音型・低振動型を用いる計画としています。</p>
67	<p>◆児童生徒の登下校や高齢者の安全の確保</p>	<p>工事用車両の通行においては、安全性確保のために必要に応じて交通誘導員を配置します。</p>
68	<p>◆撤退後の後始末の確約。 地震、世界恐慌など、御社が倒産しないという保証はない。 その時の風車当機材はそのままになるのではないか。 後始末の確約はどうなのか？</p>	<p>本事業は経済産業大臣の事業認定を取得したうえで行います。撤去費の積み立ては審査の対象となっており、弊社の事業費に盛り込まれております。</p>
69	<p>◆住民へのメリットが薄い。 地元貢献といっても美祢市の人口が増えるわけではない。</p>	<p>地元の皆様への貢献策として、構内道路を地元住民の皆様開放し有効利用いただくことを想定しています。また、工事に際して地元の企業様にもご参加いただくことで一定の経済効果があるものと想定しています。また、風力発電設備が建設された後には税込面(固定資産税)でも一定の貢献ができるものと考えております。 この他にも今後地元の皆様のご意見をお伺いしながら、弊社が地元でどのようなご協力ができるのか検討してまいります。</p>
70	<p>◆日本最大級の 3 億年の歴史のカルスト台地に風力発電の風景は景観を損なう。</p>	<p>景観については、適切に調査・予測・評価を行い、結果は準備書にお示しいたします。</p>
71	<p>◆水脈が変わると地下水にも、農業用水にも影響がある 被害が想定され、農作物に被害が予想される。保証はあるのか。</p>	<p>本事業計画においては、地下水脈への影響を及ぼすような工事は想定されないため、環境影響評価の調査項目としておりません。環境影響評価の項目とするかについては検討のうえ、対象とする際には適切に調査・予測・評価を行います。</p>
72	<p>◆鳥獣被害の具体策について。 騒音で動物たちが人家に近い里に下りてくる。ネットを張るとの答弁だったが、どのようにするのか、効果的なものなのか。</p>	<p>開発に当たっては、極力改変面積を低減するように努めます。 今後、鳥獣類による農作物被害が増加し、その影響が本事業に起因すると考えられる場合には、防獣ネットを張ることを含め適切な対策を検討します。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
73	<p>◆発電された電気はどこに供給されるのか。売電先の公表を。</p> <p>例えば中電が高額で買い取った場合その負担額が電気代に上乘せされる？</p>	<p>中国電力様の送電線を経由し中国電力管内へ供給されますので、売電先は中国電力となります。当事業は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、固定価格買取制度（FIT）の対象事業となっております。当制度を活用した事業において発生する電力会社の負担金額は、再生可能エネルギー発電促進賦課金として需要家の皆様の電気料金に含まれます。</p>
74	<p>◆健康被害が発生</p> <p>不眠、頭痛、耳鳴り、集中力低下、学力低下、不妊、ストレス障害</p>	<p>環境影響評価法に従い環境影響の調査・予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じることで影響の回避・低減に努めます。</p>
75	<p>◆家畜への影響</p> <p>鶏が卵を産まなくなる。乳牛が乳を出さなくなる</p>	<p>周辺には畜産動物を飼育する施設があることにも留意して、特に騒音の影響について適切な調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討してまいります。</p>
76	<p>◆転居による人口減になるのでは</p>	<p>風力発電事業が要因で、転居による人口減にならないよう、環境影響評価法に従い調査・予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じることで影響の回避・低減に努めます。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
77	<p>■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者（ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社）及び委託先（いであ）の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば、環境保全上重要な論点がすり替えられてしまう。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。また、本意見書の内容については「順番を並び替えること」もしないで頂きたい。</p>	<p>ご意見は要約せず全文をそのまま記載しております。また、個々のご意見に対して並び替えをせずに回答しております。</p>
78	<p>■2. コウモリ類の保全措置について 『新たな知見（2020 年に出版された文献）』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229（2020 年 8 月、船越公威）</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。</p>
79	<p>■3. 本事業で採用する風力発電機はカットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードが回転するのか？仮に採用機種が未定であれば、バットストライクの予測は「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。 (理由：コウモリ類の保全上必要な諸元のため)</p>	<p>方法書時点では風力発電機の機種が未定ですが、予測にあたっては、選定した機種を踏まえて行います。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
80	<p>■4. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあった。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これについて事業者の考えを述べて頂きたい。</p> <p>※45 個体（4 種、1～32 個体）、2015、07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11、2017)</p> <p>※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌 (11)、2018) 静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県</p> <p>※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）</p> <p>※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）北海道</p> <p>※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体 合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書（第 2 回）」（令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業事後調査報告書」（令和 2 年 10 月 コスモエコパワー株式会社）岩手県</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
81	<p>■5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい</p> <p>国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業でも実施して頂きたい。</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況などを基に予測を行い、素の結果を踏まえて検討します。</p>
82	<p>■6. コウモリの保全措置（低減措置）はカットイン風速の値を上げること及びフェザリングが現実的</p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）」の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。</p> <p>※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B, Arnett and Michael Schirmacher, 2010</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。</p>
83	<p>■7. フェザリングの閾値は主観で決めないこと</p> <p>本事業者は、今後コウモリ類の保全措置としてカットイン風速未満の風速時にのみ保全措置（フェザーモード）を行うかもしれない。</p> <p>しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。</p> <p>コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測などを一切行う必要がないからだ。</p> <p>仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況などを基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。</p>
84	<p>■8. 環境保全措置の実施時期について</p> <p>これまでに本事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと、上記の環境保全措置（低減措置）については「事後調査で重大な影響（コウモリの死体）を確認してから検討する」といったケースが散見される。しかし保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思う。</p> <p>コウモリ類の保全措置（低減措置）は「試運転開始日」から実施して頂きたい。</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
85	<p>■9. 「予測の不確実性」の定義及び基準について</p> <p>これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。</p> <p>しかし、「予測の不確実性」の定義が曖昧で、我々住民には意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べて頂きたい。</p>	<p>予測の不確実性について言及する場合には、「予測の不確実性」の定義及び出典について述べるようにいたします。</p>
86	<p>■10. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置（低減措置）を実施（検討さえ）事業者が散見される。</p> <p>「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。</p>
87	<p>■11. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし、国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。<u>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</u></p> <p><u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」ではないのか。そのため調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u></p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
88	<p>■12. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置して欲しい』という住民等からの具体的要望を無視し、コピペ回答により論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。</p> <p>※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。</p>
89	<p>■13. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況などを基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。</p>
90	<p>■14. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行って影響が確認されたら保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリ類の保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。</p>	<p>環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
91	<p>■15. バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターを使用した調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測は「定量的」に行うこと。</p>	<p>バットストライクの予測については、自動録音装置を用いた調査の結果を踏まえて定量的な予測に努めます。</p>
92	<p>■16. 自動録音バットディテクターを使用した調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動録音バットディテクターは、ナセル高さで長期間（冬眠期を除く1年間）のモニタリングをすること。 ・自動録音バットディテクターは、日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。 ・地上からの手動バットディテクター調査については、すべての風力発電機の設置位置において、日没前から日の出後まで自動録音調査を追加するべきである。 <p>（意見の理由）以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publications_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>自動録音装置を用いた高度調査は、風況ポール等を利用してブレード回転域及びその下の2箇所自動録音装置を設置し、春季～秋季にわたって長期間連続して行います。</p> <p>自動録音調査は、日没1時間前から日の出1時間後程度まで録音します。</p> <p>風力発電機の設置位置は検討中であり、手動バットディテクター調査については、尾根上や林道上に設定した6地点で実施いたします。自動録音装置を用いた調査は風況ポール1地点において実施いたします。</p>
93	<p>17. 自動録音バットディテクターを使用した解析について</p> <p>準備書には以下を記載すること。（意見の理由）事業者の調査結果が適切か否かを判断するため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動録音バットディテクターの機種名及び分析ソフト名 ・バットディテクターの感度範囲 ・バットディテクターの設置高 ・バットディテクターの稼働時間及び欠測時間 ・バットディテクターの録音設定の詳細 ・解析及び予測方法の詳細 	<p>自動録音バットディテクターは WILDLIFE ACOUSTICS SM4BAT FS、マイク:WILDLIFE ACOUSTICS SMM-U2 の使用を予定しています。また、分析ソフトは WILDLIFE ACOUSTICS Kaleidoscope を予定しています。感度範囲、設置高、稼働時間及び欠測時間、録音設定の詳細及び解析及び予測方法の詳細については、いただいたご意見を踏まえ準備書への記載内容を検討いたします。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
94	<p>■18. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること1 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。</p> <p>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>環境影響評価方法書に記載する調査、予測及び評価の手法についての審査結果を踏まえ、必要と認める場合には、環境影響評価法第十一条第2項に従い、技術的な助言を求めます。</p>
95	<p>■19. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。 仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。</p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書）P213. NEDO, 2018.</p>	<p>事後調査の実施については、今後の調査及び予測の結果を踏まえて検討します。</p>
96	<p>■20. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。 よって、</p> <p>①コウモリ類の死骸探索調査は、1基あたり連続3日間の調査を月2回以上（もしくは週1回の調査を月4回以上）実施すること。</p> <p>②死骸探索調査は日の出より開始すること。</p> <p>③個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録し報告すること。</p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書風力発電等導入支援事業環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書）P213. NEDO, 2018</p>	<p>事後調査の実施については、今後の調査及び予測の結果を踏まえて検討します。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
97	<p>■21. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること</p> <p>コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べること。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。</p> <p>(意見の理由) 以下のガイドラインに記載がある ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publications_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>事後調査の実施については、今後の調査及び予測の結果を踏まえて検討します。</p>
98	<p>■22. 「事後調査」を信用できない</p> <p>①事後調査について住民は意見を出せない。</p> <p>②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。</p> <p>③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。</p> <p>④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。</p> <p>①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>事後調査の実施については、今後の調査及び予測の結果を踏まえて検討します。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
99	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p>	<p>いただいたご意見については、要約、改変せずに記載しております。</p>
100	<p>1. 方法書の段階においてコウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。</p>	<p>ご評価いただきありがとうございます。事業の実施にあたっては、必要に応じて専門家からの助言をいただきながら検討いたします。</p>
101	<p>2. コウモリ類のバットディテクター調査で使用する機種はヘテロダイン方式と併用して、超音波音声の記録が残るフルスペクトラム方式の機種を使用する必要がある。</p>	<p>コウモリ類のバットディテクター調査において、ヘテロダイン方式と併用して、超音波音声の記録が残るフルスペクトラム方式の機種の使用も検討いたします。</p>
102	<p>3. 今後もコウモリ類の専門家の具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査について十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。</p> <p>以上</p>	<p>コウモリ類の専門家の具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査について十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価を行います。これらの結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置の検討を行います。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
103	<p>意見の要約はせず全文を公開してください。 また、回答はひとくりにせず項目ごとに行ってください。</p> <p>【事業全体について】 この事業については、以下の 3 つの点から大きな懸念があります。</p> <p>(1) 住環境や自然環境が改変されることへの不安 この点については、次ページ以降の各論の通り、事業推進の過程において十分な調査や予測、対応を講じることによって解消していただくよう要望します。</p>	<p>意見は要約せず全文を記載しています。また、回答は項目ごとに行います。</p>
104	<p>(2) 環境影響評価法第三条「事業の事前前（←原文まま）における環境影響評価の重要性を深く認識して、環境影響評価その他の手続きが適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は提言することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で勤めなければならない」を遵守できていないという不安</p> <p>私の知る限り、多くの地域住民が環境影響評価の重要性を認識しないままに事業が進行しています。地域住民が「環境影響評価の重要性を深く認識」とともに、「環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で勤め」することで、環境影響評価その他の手続きが適切かつ円滑に行われるようにご協力ください。そのために、事業者、山口県、地域住民（美祢市・長門市）が会して情報や意見を交換する場の設定を、準備書の送付より前の段階で定期的に行っていただくよう、強く要望します。また、方法書に対する質問の全文を、知事等への送付と同じタイミングでインターネット等を通じて公開してください。</p>	<p>山口県・美祢市・長門市と協議し、地域住民の皆様とも意見交換する場を設けられるよう検討いたします。</p> <p>また、情報の公開については、環境影響評価法の手続きに則って、関係自治体とも相談させていただきながら進めてまいります。</p>
105	<p>(3) 事業実施後に生じる恐れがある不測の事態に対する対応</p> <p>西日本豪雨災害や東日本大震災など、過去の例を見ても、災害に伴って発電施設等がもたらした被災については、係争が絶えません。そのためにも、事業実施後における影響の調査を見据えた調査体制の確立が必要と思われます。環境影響評価に間違いが無かったことを継続的に調査・評価する体制を示して下さい。</p> <p>また、環境影響評価による予測とは異なる悪い影響が生じた際の対応や責任の所在（事業者なのか認可した行政なのか）、人的被害をどのように把握するかの方法およびそれに対する補償の体制（補償主体、時期、内容）についても明確に示して下さい。</p>	<p>運転開始後における環境影響の調査については、環境影響評価の結果及び運転開始後の地元からの要望等を勘案して検討いたします。</p> <p>発電所の稼働に伴う負の環境影響が生じた場合に備え、運転開始までに稼働に伴う影響の調査や要望・苦情への対応体制を検討してまいります。</p> <p>そのうえで、今後の環境影響評価の結果や運転開始後の状況を踏まえ、必要に応じて影響の調査を実施し、事業による影響が認められれば事業者として適切な対応を行ってまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
106	<p>【各論】</p> <p>■騒音や低周波の調査について</p> <p>風力発電施設の影響に対する不安の一番の理由に「健康」があげられます。今回、配慮書への意見を踏まえて、設置区域が狭くなったと同時にそれぞれの機体の規模が大きくなりました。乳児やその家族、高齢者などは自宅で過ごす時間が長いため、風力発電施設からの騒音や低周波に晒される時間も長くなります。生活環境の変化に不安を感じる住民がいること自体が、すでに被害を受けていると言えます。風力発電の建設により、住民の健康状態にさらなる被害が及ばないように、「騒音や低周波」の調査には慎重を期すために、以下の調査が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 年齢や健康状態など家庭ごとの実態に合わせた定量的な予測や評価ができる調査 ● 影響が及ぶと判断される地区の全戸を対象に、実際の地形や植生を考慮した、各戸ごとの騒音・低周波の量と、時間・天候・季節ごとの予測・風車建設の影響が分かる調査 ● 工事期間中および期間後も含めた、複数モニタリングポストによる常時観察とインターネットでのリアルタイムの公開 ● 目標基準値の設定 <p><特に要望したいこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 当該地区は静かな山村です。環境省の「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」で示された値を参考に、各戸における目標基準値は、終日 35dB 以下としてください。 ▶ 終日 35dB 以上を基準とする場合には、環境保全の観点からの合理的な根拠を示してください。 ▶ 予測とは異なる悪い影響が発生した場合の責任や補償体制についても示してください。 	<p>風力発電施設から発生する騒音や低周波音の調査については、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成 29 年)等の最新の知見に従って行います。同マニュアルに従って、調査地点、調査時期及び調査頻度等についても適切に設定いたします。</p> <p>評価を行う際の基準について、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(平成 29 年 5 月環境省水・大気環境局長)によれば、一過性の特定できる騒音を除いた騒音(残留騒音)に対して 5dB を加えた値を指針値とするが、残留騒音が 30dB を下回る等の著しく静穏な環境である地域においては下限値を 35dB 又は 40dB とする旨が示されています。これに従って当該地域の残留騒音の状況に合わせた評価を行ってまいります。</p> <p>発電所の稼働に伴う負の環境影響が生じた場合に備え、運転開始までに稼働に伴う影響の調査や要望・苦情への対応体制を検討してまいります。</p> <p>そのうえで、今後の環境影響評価の結果や運転開始後の状況を踏まえ、必要に応じて影響の調査を実施し、事業による影響が認められれば事業者として適切な対応を行ってまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
107	<p>■安全対応について</p> <p>最近、他県の風力発電においても、低周波音による人的被害や自然環境被害、台風による倒壊事故など、心配していたことが実際に起こっています。この事業についても絶対に被害がないと言い切れる証拠はありません。仮に風力発電施設が建設された場合、事業後の保証についての説明や規則がありません。「建設されてみないと何が起こるかわからない不安」があり、取り返しがつかなくなってしまうのは地域住民ですので、以下の調査や体制を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査を工事後も継続し、その調査について有識者と協議の場を設けること。 ● 予測不可能な災害や事故(例えば豪雨や地震等による斜面崩壊や土石流、大型台風による機体の倒壊やブレードの損傷)が起きる可能性があるため、工事中・稼働後の安全管理体制についてインターネットなどで公開すること。 ● 事業者の倒産などが起きた場合の保証や保険制度について示すこと。 ● 発電施設の設置場所だけでなく、搬入路についても、同様の体制・制度を示すこと。 <p><特に要望したいこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 当該地域は地質・地形的に大きな不安があります。当該地域の中央部に分布する火山性の岩石は時代も古く風化が進んでいるため、土砂として動きやすい状況にあります。また、傾斜 15 度以上の溪流は防災上は土砂災害発生の恐れがある場所です。溪流の側面や一番奥のところはさらに急になっているものが多く、場所によっては 35 度以上の急傾斜地もあります。そのため、詳細な現地調査と水系の把握により、既存の資料に頼らず、斜面崩壊や土石流、地滑りの危険度の推定を行ってください。また、その結果をわかりやすい形(図面等)で公表してください。 ▶ (既存のハザードマップは直下に人家がない場所では危険性を認識しても図示していません。しかし、人家がなくても田畑や水路等の被害が生じます。この事実を踏まえて「既存資料に頼らず」としています。) ▶ 特に、発電施設を設置する場所が谷頭に当たる場合は、上記の調査を重点的に行ってください。 ▶ 多数の工事車両が通行する搬入路についても同様の調査を行うことを強く要望します。 ▶ 建設に係る工事が出た残土等で搬入路を拡幅したり、盛り土をしたり、谷を埋めたりする可能性がある場所についても調査を行ってください。 ▶ 方法書には気候の概況として、最新の数値と近年の平均値のみが示されています。豪雨災害や台風被害があった年を調べ、降水量や風速の最大値をもとに安全性を検討するようにしてください 	<p>環境影響評価法の手続きに従って、適切に調査・予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じ、適切な計画としていきます。調査結果に関しては、準備書手続きや住民の皆様への説明会の中で可能な限り公表するよう検討いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転開始後における環境影響の調査及び有識者との協議の場の設置については、環境影響評価の結果及び運転開始後の地元からの要望等を勘案して検討いたします。 ・ 工事中・稼働後の安全管理体制を確立し、適切に情報開示をさせていただきます。 ・ 事業期間中に万が一、今後弊社が設立する事業会社が倒産した場合には、当事業に融資している金融機関に事業が引き継がれます。 ・ 本事業により新たに設置する搬入路についても、同様の安全管理体制を確立します。 ・ ご要望をいただいた内容を参考に調査を行い、事業区域内の設計内容を準備書以降でお示しいたします。

No.	一般の意見	事業者の見解
108	<p>■水質について 水質に関しては河川とダム湖、地下水のみが記載されています。しかし、当該地域は湧水が複数分布し、地元の水源となっているだけでなく、市内外から清涼な水を汲みに来る人で賑わっています。今回の搬入路に当たる「焼の河内」地区は「山口ゆめ回廊」でも「秋吉台地域の4名水」のうち「秘境の」伏流水『焼の河内』として紹介された湧水があります。また、計画地の中央部に位置する大きな集水域のふもとは、同様に「知る人ぞ知る最高の名水『半田弁天』」と紹介された湧水があります。さらに、北部の搬入経路にあたる八代地域はホテルが乱舞する光景を地域資源としており、溪流の周辺環境の保全も重要です。</p> <p>これらの地域資源の保護と持続的利用が損なわれないことがないよう、以下の調査や体制が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 河川・ダム湖・井戸のみならず、湧水での調査を追加すること。 ● 工事期間中および期間後も含めた複数モニタリングポイントによる常時観察とその結果を公表すること。 <p>〈特に要望したいこと〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 湧水については水質の検査項目に加え、水量や濁度などの項目も追加してください。 ▶ 沈砂池の容量と、豪雨や台風襲来の場合の降水量とその場合に周囲から流れ込む土砂量との関係を踏まえ、影響を評価してください。 ▶ 予測とは異なる悪い影響が発生した場合の責任や補償体制についても示してください。 	<p>湧水は地下水が湧出したものであり、本事業計画においては、湧水（地下水）へ影響を及ぼすような工事は想定されないため、湧水を環境影響評価の項目としておりません。</p> <p>ただし、湧水が生活用水等に使用されていることは把握しておりますので、状況に応じて適切に対応いたします。</p> <p>また、河川などへの水質（濁り）の影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省産業保安グループ電力安全課、令和2年11月）等を参考に適切に調査・予測・評価を行い、結果については準備書にお示しいたします。</p> <p>発電所の稼働に伴う負の環境影響が生じた場合に備え、運転開始までに稼働に伴う影響の調査や要望・苦情への対応体制を検討してまいります。</p> <p>そのうえで、今後の環境影響評価の結果や運転開始後の状況を踏まえ、必要に応じて影響の調査を実施し、事業による影響が認められれば事業者として適切な対応を行ってまいります。</p>
109	<p>■植物について 植物に関しては専門家が示した種や群落について最大限の保護を希望します。また、植生自然度での評価は里山環境が卓越する山口県内ではナンセンスなものであり、里山環境にこそ減少が懸念される種が生育しています。植林地の中にも希少種が生育するような場合もあります。季節で消長するような種もありますので、春夏秋冬すべての季節における現場での詳細な調査を強く望みます。</p> <p>また、工事現場での緑化（特に種子吹き付け）により、外来植物の移入が問題視されています。地域の自然が損なわれることのないよう、以下の調査や対策が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既存資料やヒアリングのみに頼らず、現地踏査による網羅的調査を実施すること。 ● 工事による改変（発電施設のみならず、搬入路も含む）が避けられない可能性がある場所については、重要な植物の具体的な保護策を示すこと。 ● 地域種苗での緑化を目指した種選定のための現地調査を実施すること。 	<p>今後の現地調査により、専門家が示した種や群落を含め、調査地域における植物相、重要な種及び植生の生育状況を的確に把握し、事業による影響を予測します。植物相調査については、里山や植林地内にも生息する重要種や、季節で消長する種があることを念頭に、春季（3～4月）、初夏（5～6月）、夏季（7～8月）、秋季（9～11月）に調査を実施します。</p> <p>事業による影響を受けると予測された重要な植物については、必要に応じて環境保全措置を検討します。環境保全措置の内容は準備書に記載します。</p> <p>工事跡地の緑化を行う場合は、現地調査の結果を踏まえ、地域の生態系に配慮した手法を検討いたします。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
110	<p>■景観について</p> <p>都会の人から見れば「さびれた山村」に見えるかもしれませんが、秋芳町の嘉万地域、八代地域に住む方々は地域の自然と景観に誇りをもっています。特に八代地域の方々は山村の環境を武器にまちづくりに積極的に取り組み、小学校の旧校舎を交流の場とし、ホタル祭り等の活動を続けています。実際、秋芳町から長門市へ至る道沿いの里山景観は四季を通して優美なものであり、隣接市から訪れる私たちにとっても心和む風景です。</p> <p>また県下随一の景勝地である秋吉台からも、沈む夕日に映える山稜は草原景観の魅力をさらに高める要素として重要です。特に冠山から西方を望む秋の夕暮れは山稜の織りなす濃淡が絶品で、日を変え時刻を変え何度も写真を撮りに訪れる人がいます。ここに風力発電の機体のシルエットが加わることで魅力が増すとは全く思えません。特に、配慮書段階よりもさらに高い機体が設置される可能性が示されており、影響は甚大です。</p> <p>方法書では計画区域から外れた花尾山も登山者に人気の山で、そこからのパノラミックな眺望は得がたい資源です。区域から外れたとはいえ、花尾山からは機体を見上げるほどの至近距離であるため、巨大な構造物の圧迫感は想像を超えるものがあると予想します。</p> <p>この事業については、風力発電建設により住民の方々が大事にされている景観が改変されることや、観光資源の魅力低下や、自然の魅力に惹かれる移住者の減少を強い危機感を持っています。土地への帰属意識や、観光地としての魅力が低下することは個人への喪失感のみならず、新たな観光や移住に対して妨げとなり、ひいては地域が存続できない状況を生じかねません。風力発電建設による観光者や移住定住者への影響を、工事の実施中および施設の稼働後それぞれについて調査・予測してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 登山者や来訪者の数は季節や天候、地域イベントなどにより大きく異なります。数の把握については調査日を任意に設定したランダムサンプリングからの予測ではなく、正確を期するために、センサーなどを使った全数調査を行ってください。 ● 来訪者の数だけでなく、景観への愛着や価値認識などの質についても定量的に評価できるように調査してください。 ● 住民や来訪者以外の、潜在的需要についても、量的・質的な調査を行ってください。 ● 予測とは異なる悪い影響が発生した場合の責任や補償体制についても示してください。 	<p>景観については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省産業保安グループ電力安全課、令和2年11月）、「環境影響評価技術ガイド 景観」（環境省総合環境政局環境影響評価課、平成20年3月）等を参考に適切に調査・予測・評価を行い、結果については準備書にお示しいたします。</p> <p>発電所の稼働に伴う負の環境影響が生じた場合に備え、運転開始までに稼働に伴う影響の調査や要望・苦情への対応体制を検討してまいります。</p> <p>そのうえで、今後の環境影響評価の結果や運転開始後の状況を踏まえ、必要に応じて影響の調査を実施し、事業による影響が認められれば事業者として適切な対応を行ってまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
111	<p>■エネルギーについて 国を挙げての脱炭素社会の実現に向けて、地球環境を皆で考えていく必要があると考えています。しかし、人口の少ない山村に生活・自然環境の改変を押しつけ、災害のリスクを負わせながら、人口の多い都市部のエネルギーをまかなうという構図には疑問を感じます。まずは都市部のビル屋上や駐車場屋根での太陽光発電等を進めれば、ある程度のエネルギーは確保できるのではないかとも思っています。</p> <p>そこで、今回の風力発電建設によって、どれくらいの規模の電力が実際にまかなわれ(発電量ではなく実際の使用量)、その電力がどこで使用されるのか、「電力のゆくえ」についても教えてください。</p> <p>また、説明会では風力発電建設でのメリットについて「自然エネルギーの利用」があげられていましたので、具体的なCO₂削減量と効果を、発電量ではなく年間の使用量ベースで示してください。</p>	<p>一般家庭(月350kWh程度の電気を使用する場合)の30,000~35,000世帯の電力を賄えるものと想定しています。</p> <p>発電した電気は中国電力様の送電線を経由し中国電力管内へ供給されます。</p> <p>また、本事業実施による具体的なCO₂削減効果については、57,850~66,750t-CO₂を想定しています。なお、発電量と使用量は同量となります。</p>
112	<p>■累積的な影響の評価について 山口県内では、この事業以外にも「(仮称)阿武風力発電事業」や「(仮称)安岡沖洋上風力発電事業」が計画されています。また、日置、油谷、豊浦、白滝山などの既存の風力発電施設を併せると60基以上の風車が県内に林立することになります。周辺の風力発電施設(既設・建設・計画すべて)との累積的な影響の調査および予測・評価を必ず実施してください。</p>	<p>周辺の既設、建設中及び計画中の風力発電施設については、いずれも本事業地から15km以上離れており、累積影響を生じる位置関係にはないと考えています。このため、現時点では累積的影響についての検討を予定しておりません。</p> <p>今後、離れた風力発電施設間における累積的な影響について調査・予測・評価を行う合理的な理由があると考えられる場合には、適切に実施いたします。</p>
113	<p>【終わりに】 現在の社会情勢を受けて、次々と計画される風力発電建設に対して、私も含め、地域の人たちは混乱しています。調べたり、話し合ったり、意見をまとめたりするために貴重な時間も費やしています。よりよい未来のために、風力発電建設がこの地域に本当に必要なものかどうかを、公開される資料や住民説明会を通して考えていますが、とにかく地域への影響がわからないことや、情報公開に対する事業者への対応に不安が募ります。ここに示したような方法に基づき、厳正な調査と情報公開に努めてください。</p> <p>環境省中国四国地方環境事務所の資料によると、中国四国地方の陸上風力発電所では、7割程度の事業で何らかの苦情などが発生しているそうです。また、苦情などの内容は工事後に風車からの騒音・低周波音に関する(←原文まま)ものが最も多いというデータがあります。</p> <p>しかし、建設後に問題が発生してからでは引き返すことはできません。施設建設で地権者や地元自治体には一時的に経済的なメリットがあるかもしれませんが、何かの災害や事故が起こった場合の説明責任は地元の自治体が担うようにというのが経済産業省の姿勢です。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>環境影響評価法の手続きに従い、調査結果を準備書や説明会で公表し、住民の皆様の不安を解消できるよう事業者として努めてまいります。</p> <p>なお、当事業に起因する災害や事故が起こった場合の説明責任は地元の自治体ではなく、事業者にあると認識しております。</p> <p>また、今後の事業計画推進において、地元の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	天井山風力発電事業(仮称)は、地域および周辺住民はもとより、近隣市町村の者にとっても非常に注目すべき事業です。全員の合意のもとで建設計画を進めていただきたいと思います。	

意見書 24<事業 1 件>

山口県美祢市 Z 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
114	<p>令和2年8月における説明会で、国内や海外で風力発電の火事や破損事故が多発しているが問題はないのか？ ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社の技術者が回答された発言について</p> <p>1. 計画地は、雷の多発地帯である。落雷によって山火事が発生しないのか？ 技術者：最新の風車は落雷によって火事は発生しない。</p> <p>2. 計画地は、台風の通過が多く威力も増しているが破損しないのか？ 技術者：最新の風車は破損しない設計になっている。</p> <p>①最新の風車だから想定を超える豪雨や暴風により、風力発電設備の破損や倒壊・火事等ないと断言出来る技術者の設計思想は何に裏付けられたもののでしょうか？お答えください。</p> <p>②破損しない設計になっている風力発電機製造メーカーの名前を教えてください。</p> <p>③説明会の後、自治会の集会で技術者が最新の風力発電機は火災や破損等はないと断言したと皆に周知しました。安心して生活できます。</p>	<p>落雷による風力発電機の火災や台風等による破損事故は発生しないと断言できるものではないかと断言できません。令和2年8月の説明会ではそのようにご認識される回答となってしまう申し訳ございません。</p> <p>豪雨や暴風に対する風力発電機の設計基準はこれまで発生した災害に応じて厳しくなっており、メーカーに関わらずこの基準を満たした設備として、国の指定する第三者機関の認証の取得および国の審査を通過する必要があります。また、火災については避雷針や火災を自動検知して作動する消火設備など、設備的対策が取られています。</p> <p>以上のことから破損や倒壊及び火災が発生する可能性が極めて低くなっているという趣旨でご説明いたしました。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
115	<p>令和 2 年 8 月における説明会以降から、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社は、事業計画想定区域周辺の住民へ調査の説明や案内を市や区長へも全く行わないまま現地調査を開始している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コロナ禍であれば、調査案内を郵送して周知できないのか？ 2. 地域住民が不審者と思い、区長へ問い合わせがあった。 <ol style="list-style-type: none"> A. 調査員とわかるベストや腕章の着用はしないのか？ B. 調査車両や周辺に、調査中の標示や看板の設置はしないのか？ 3. 小学生が調査員を不審者と思い通学路を変えて帰宅した。小中学校への連絡方法がわからなかったのですか？ 4. 双眼鏡で家を覗く人がいると問い合わせがあった何をしているのですか？ 5. 道路管理者・地権者に許可を得ず違法駐車や不法侵入を行っているのではないか？ 6. 調査だけと事業開始を急ぐあまり、住民への十分な理解を得ず、情報提供が不十分なまま行う理由をお答えください。 7. 上記事項を電話で何度も問題提起したのに直ぐに対応しないのは、地域社会との対話を重んじ共生を目指しますという企業理念に反していませんか？ <p>7つ回答してください。</p>	<p>令和 2 年 8 月の説明会以降、関連自治体及び関連地区への事業説明を順次行わせていただいております。</p> <p>今後は、コロナ禍における住民の皆様への周知方法として郵送も検討いたします。</p> <p>調査の際には、環境調査中であることを示す腕章や看板の設置、車への掲示をしております。また、双眼鏡の使用については、猛禽類の調査をしていた調査員だと思われませんが、民家をのぞき込むようなことはしておりません。</p> <p>猛禽類の調査にあたっては、公道又は使用に関する同意を得た敷地にて行っております。</p> <p>環境調査の開始にあたり、地域住民の皆様への周知が不足しており大変申し訳ございません。今後、近隣の小中学校も含めた丁寧な周知を心がけてまいります。</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ、環境調査に関するお知らせを郵送し、地区の皆様へ回覧を実施いただきました。今後も丁寧な周知を心がけてまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
116	<p>環境影響評価方法書の縦覧箇所について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 風力発電による体に重大な影響が発生すると懸念されていることについてパンフレット等が無いです。代わりに、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が素晴らしい企業というパンフレットしかないのですが。 2. 縦覧箇所に、体に重大な影響が発生すると懸念されていることについて地域住民へ積極的な情報提供を行っていないのは何故ですか？ 3. 体に重大な影響が発生すると懸念されているから、計画段階からこう改善する予定です等の情報が全く無い。 4. 縦覧箇所は開庁・開館日のみで、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までと制限されている。美祢市や長門市の住民はかなりの数で市外の会社に勤務しており、開庁・開館日に休んで縦覧するわけもいかない。影響が懸念される各区に環境影響評価方法書の縦覧が出来るようにするべきではないのか。 5. 令和 2 年 10 月 2 日 美祢市長の配慮書について（回答）のなかで、秋吉台に関わる全ての人に周知することと回答されているが、令和 3 年 1 月 25 日付にて経済産業大臣に送付した方法書の縦覧：令和 3 年 1 月 26 日～令和 3 年 3 月 25 日の縦覧場所に、最も秋吉台に関わる人が住んでいる秋吉地区が選定されていないのは意図的に外したとしか思えない。説明会は秋吉公民館で行っているのに？ 	<p>縦覧の内容については、「環境影響評価法施行規則」（平成 10 年総理府令第 37 号）に従い、方法書及びこれを要約した書類（要約書）並びにそれを補足するための資料（方法書のあらまし）等としておりました。</p> <p>縦覧場所については関係自治体と調整のうで設定いたしました。今後、秋吉台に関わる方も含めて広く周知できるよう関係自治体と相談いたします。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
117	<p>他の区長や住民からの意見です。</p> <p>1. 令和 2 年 8 月の説明会案内資料や、説明会の資料もわかりにくい。</p> <p>令和 2 年 8 月の説明会の出席者もわずか、各自治会区長の全員が出席した訳でもない状態で、尚且つ建設予定地の地権者へ説明会の参加を要請せずにジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社の 3 名が、建設予定地の地権者宅を訪れて高齢者対して簡単な説明で、署名捺印を求めるやり方は非常識ではないか。</p> <p>2. 暗くなった時間に訪問して、良く見えない資料でわかりにくい説明をし署名捺印を求められた詐欺や悪徳商法と思った。</p> <p>3. 今までの風力でも、強引なやり方で署名捺印を求めているのではないか。</p> <p>4. 自治会内の林道を調査員が下山してきたが、事前に連絡が無いのは何故か。</p> <p>林道等の害獣防止柵の開閉など地元で管理を行っているが連絡がない。</p>	<p>説明会案内資料や説明会資料について、今後、わかりやすい説明に努めてまいります。</p> <p>弊社のこれまでの対応について、不信感を与えてしまったことを真摯に受け止め、丁寧な説明に努めてまいります。</p> <p>今後の環境調査を進めるうえで、林道・柵については事前に管理者様に連絡を取ったうえで通行するようにいたします。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
118	<p>風力発電建設地の近くには、湯本温泉と湯免温泉があり同地にホテルや旅館があるが、標高の高いところに建設するために</p> <p>①風力発電の騒音や低周波騒音・低周波振動の影響が出ないのか？</p> <p>②風車の大型化で、騒音や低周波騒音が共鳴・反射・屈折・反響が大きくなり影響が出るのではないか？</p> <p>③ホテルの最上階など見晴らしの良いところだけ影響がでるのではないか？</p> <p>④古い設備のホテルや旅館の窓や壁などが低周波振動でカタカタやビリビリと振動音が響くのではないか？</p> <p>⑤低周波振動の影響が出た場合、ホテルや旅館の修理は誰が補償するのか？ 休業補償は出来るのか？</p> <p>⑥低周波振動で客室がカタカタやビリビリと音が響き幽霊騒ぎなど風評被害が出るのではないか？</p> <p>⑦客室の窓から、近くの山の稜線上に朝日の太陽光と風力の羽根の影が交互に点滅するように見えて、温泉地にダメージを与えてしまうのではないか？</p>	<p>騒音及び低周波音の影響については、風力発電機との位置関係及び発電機の規格等を踏まえて調査・予測・評価を行い、それらの結果を準備書で明らかにいたします。また、事業の影響により騒音レベル及び低周波音圧レベルが大幅に増大すると予測される場合には、必要に応じて影響を回避・低減するための方策を検討するなど事業者として適切な対応を行ってまいります。</p> <p>風力発電機の影の影響についても、影響を受けるおそれがある地域において、適切に調査・予測・評価を行い、準備書においてその結果を明らかにいたします。また、事業による環境影響が著しく大きいと予測される場合には、影響を回避・低減するための方策を検討するなど事業者として適切な対応を行ってまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
119	<p>風力発電の火災について 令和 2 年 8 月の技術者の説明にあった、最新の風車はブレードの中にも避雷針のようなものはいっており、地面の接地極とつながれて火災は発生しないと発言されていたが</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 損保ジャパンレポートには、2015 年 3 月までに 242 件の火災が発生している。 落雷による出火が最も多いと、その他の出火原因も色々あるが短時間で延焼して本体に全体に広がりブレードに延焼しブレードの落下や飛散が発生するそうですが、火災は発生しないんですね？ 2. 令和 3 年 3 月の説明会では消火器が設置された風車を採用されると発言されていましたが、同じ風車に連続して落雷があった時には、消火器の薬剤が無くなって消火出来ないと思いますが消火可能なのですね？ 3. 風車火災が発生した場合、美祢市や長門市には風車に届くハシゴ車や放水車が無いのですが、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社の資本力で両市に寄贈や自前で準備されないのでしょうか。 4. 建設予定地から住宅地まで最短で 690m ですが、国内で破片が 300m 飛来した事例が報告されていますが、大型の風車採用なのでもっと遠くへ飛来すると予測されますが、どのような対策を行うのですか？ 5. いくつかの火災リスク対策を施した風車であっても、出火・延焼リスクを完全に排除出来ないと損保ジャパンレポートには記載されていますが、どのような対策を行うのですか？ 	<p>風力発電機の火災を未然に防ぐため、避雷針や火災を自動検知して作動する消火設備など、設備的対策が取られた風力発電機を採用いたします。</p> <p>ただし、火災発生の可能性を完全に排除することは困難ですので、地元消防、県への消火活動支援要請など火災時の対応について事前に協議いたします。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
120	<p>風力発電の火災について 令和 2 年 8 月の質疑応答で山火事について質問して防火水槽の設置を要望しましたが、令和 3 年 3 月説明会で対策を消火設備付き風車を採用されると回答されました。また、火災発生時は、モニターしているの（遠隔監視？）火災発生を確認したら消防に通報するとも回答されましたが</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 風車の中の火災は自動消火器で消化が可能でしょうか、外の火災は通報だけでいいという事ですか？初期消火はしないという事ですか？ 2. せめて防火水槽が無いと、消防署も消防団も山林火災の消火は難しいと思いませんか？ 3. 県の防災ヘリで消火してもらうとの事ですが、近くの河川は水位量が少なく浅い川です。また、近くの湯免ダムや農業用の堤は農業関係者等を困らせると思いませんか？ 4. 湯免ダムや農業用の堤等の関係者に説明や同意をもらうのですか？ 5. 関東で山林火災が発生して鎮火まで 23 日もかかっています。県の防災ヘリで消火してもらうとの事ですが、高度医療のため救急搬送にヘリを使用できない患者の命をよく考えてのジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社の事業方針ですね！ 	<p>風力発電機の火災を未然に防ぐため、避雷針や火災を自動検知して作動する消火設備など、設備的対策が取られた風力発電機を採用いたします。</p> <p>ただし、火災発生の可能性を完全に排除することは困難ですので、いただいたご指摘も踏まえ火災時の対応について事前に検討いたします。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
121	<p>風力発電の騒音や低周波音・低周波振動が動物に与える影響について</p> <p>環境省が 2009 年度に調査した箇所、健康被害を与えた事例として人体ばかりか家畜（肉牛）にもあったと公表しているが、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全国各地で風力発電の設置された地域の山から影響を避けるため、里山まで猪や鹿がおりてきているが、対策は検討しているのか？ 2. 長門市の深川養鶏ではブランド鶏等の種鶏（親どり）の育成から雛の販売生産を市内で行っているが、渋木地区でも養鶏を行っていると思います、説明会では人には聞こえない音と強調していましたが、音に敏感な鶏等の動物は、ストレスで生育が悪くなったり卵を生みにくくなったりしないのでしょうか？ 3. 低周波振動で鶏舎が振動して、鶏にストレスなど起こさないのでしょうか？2017 年フィンランドの測定結果で振動波 20km も到達可能と。 4. 海外のラット実験で、妊娠時に影響が出て発育が不良との研究結果が出ていますが、鶏や牛・豚など大丈夫ですか？ 5. 風力発電の事業者だけが利益を得て、長門市の重要な産業および観光資源を衰退させ、人体にも影響を与えてもよいのでしょうか？ 6. 動物などの影響の知見がないというだけで、風力事業を始めないで下さい。 <p>大学と共同研究を行っていますよね！今度は農学部等と深川養鶏と三者で研究を行って結果が出てから風力事業を始めてください。</p>	<p>畜産動物への影響については、現状ではその因果関係を根拠づける科学的知見はほとんどないと認識しております。しかしながら、本事業の影響により騒音レベル及び低周波音圧レベルが大幅に増大すると予測される場合には、必要に応じて影響を低減するための方策を検討するなど事業者として適切な対応を行ってまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
122	<p>令和 3 年 3 月環境影響評価方法書住民説明会について</p> <p>1. 質疑応答が 30 分しか設けてない。 質疑したい人がいるに予定の時間がきたとアナウンスしている。事業者の丁寧であれば「一方的な」説明だけで、住民に十分な理解が得られたという実績だけを環境影響評価方法を報告するのではないのか？</p> <p>2. 令和 2 年 8 月の住民説明会で、体に重大な影響が発生すると懸念されていることについて、調査を行うダケだからと資料を準備せず、まともな説明を行わなかったから、令和 3 年 3 月の住民説明会には解りやすい資料や情報提供を行うように電話で何度も要望し約束をしたにも関わらず資料も情報提供無し美祢市長意見・県知事意見の内容を聞き入れることは出来ないのですか？</p> <p>3. 美祢市長意見の住民説明会の際は本事業実施想定区域周辺の住民だけでなく秋吉台に関わる全ての人に対して周知し、出席を求めること。とありますがあまりにも事業(調査)を早く進めることが 1 番のようで、住民へ周知が行われてない。住民説明会の参加者人数を市・県・国へと報告するのが恥ずかしくないですか？コロナの影響で人数が少ないのでしょうか？</p>	<p>いただいたご指摘を踏まえ、今後は質疑応答の時間をなるべく多く確保できるよう検討してまいります。なお、今後作成する予定の準備書、評価書において、説明会によって事業に対する理解が得られたか否かについて、事業者自らが評価及び言及することはありません。</p> <p>生活環境を含む環境への影響については、方法書に基づき調査・予測・評価を行い、準備書でお示しします。</p> <p>令和 2 年 8 月の説明会でいただいた意見を踏まえ、令和 3 年 3 月の説明会では環境省の知見を追加しご説明いたしましたが、ご要望を満たす内容でなかったことをお詫び申し上げます。今後、丁寧な説明に努めてまいります。</p> <p>説明会に関する周知方法については、関係自治体と協議のうえで設定いたしました。周知不足を地元住民の皆様よりご指摘いただいたことを真摯に受け止め、今後丁寧な周知を心がけてまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
123	<p>天井山風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書」の電子縦覧について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 印刷ができません。何か不都合なことがあるのですか？ 2. インターネットによる縦覧は良い方法だが、パソコン環境から手軽なスマホへ移行している住民が多い。縦覧するのに時間がかかりデータ料が高くなるのでダウンロード出来るようにしてください。 3. 電子縦覧期間が過ぎても閲覧できるようにしてください。環境影響評価毎にどこを変更したのかわからなくなります。何か不都合なことがありますか？ 4. 電話で何度も上記の事について改善を求めました。山口県知事が他の風力発電の環境配慮書に印刷が可能な状態にするよう知事意見を出していることを電話で説明しても令和 3 年 1 月 25 日付にて経済産業大臣に送付した方法書についての電子縦覧は改善されていません。この意見書に記載して直接、山口県知事が知事意見を出さないと改善されない企業なのですか？ 5. 電話での説明で、印刷やダウンロードが出来ないようにしているのは悪用されるからとのことだが、コロナ過を理由に地域住民への積極的な情報提供を一切行っていない！説明を行っていない事業者からの情報を得るためには、区長として地域住民として必要なことだ！我々よりも悪用されることの方が大事なことですか？ 	<p>縦覧の方法については「環境影響評価図書」のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」（平成 24 年 3 月 環境省総合環境政策局環境影響評価課）に示された考え方および環境影響評価法の手続きに沿った対応としております。</p> <p>今後の情報の公開については、今後いただく知事意見等も踏まえてより適切な方法を検討してまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
124	<p>2020 年 8 月の説明会の時に、風車の影響については騒音はほとんど聞こえませんとだけ説明がありました。</p> <p>しかし、他の影響などの説明がなかったため、住民が 1 人が低周波騒音で人体に影響があるのではないかと説明を求めたが、明確な説明や資料などなかった。</p> <p>私が、他にも影響がある事はないのかと説明を求めたが説明されなかった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 風車の羽根の影や反射の影響があることを何故説明しなかったのか？ 2. 低周波振動で家の中がカタカタ等の音が発生することを説明しないのか？ 3. 体に重大な影響が発生すると懸念されていることについて、調査を行うだけだからと資料を準備せず、まともな説明を行わなかったのはなぜか？・本社と説明会会場のパソコンはネットで接続されてデータ共有可能状態だった。 4. 地域住民に対して丁寧かつ十分な説明および解りやすい資料や情報提供を何故行わないのですか？ 	<p>令和 2 年 8 月の説明会は事業計画のご説明が目的だったため、ご質問にお答えする資料をご用意できておりませんでした。それを踏まえ、令和 3 年 3 月の説明会では環境省の知見を追加しご説明いたしましたが、ご要望を満たす内容でなかったことをお詫び申し上げます。今後、丁寧な説明に努めてまいります。また、生活環境を含む環境への影響については、方法書に記載した内容に従って調査・予測・評価を行い、準備書でお示します。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
125	<p>2020 年 8 月の説明会の時に、環境影響評価手続きについて簡単に説明があったが縦覧が 9 月から行われるとは言わなかった。意見書提出期間が 9 月 1 日から 10 月 1 日までと期間があるのに、情報制限を行う説明会を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 配慮書の縦覧が行われること。また、どこで行うのか説明がなかった。 2. 自社のホームページで、配慮書が閲覧できると説明がなかった。 3. 新聞や広報、建設予定地に最も近い自治会にさえも案内などなかった。 (配慮書の縦覧) 4. 説明会で意見を述べたのに、事業者が国・県・市へ提出した配慮書の中に述べたはずの意見や事業者の見解が記載されていない。 (意見がある人は意見書に記載して提出をすると説明がない) 5. 配慮書について一般の意見を求めているとの説明がなかった。 6. 説明会の資料は全て A3 サイズの資料を A4 サイズに縮小されて、字が小さすぎて良く見えない。事業者が地域住民へ説明会資料を配布しないから区長として住民に拡大コピーをして回覧すると確認を取ったら、コピーは基本ダメだと。会社に確認をとりつつも渋々と了承した。 <p>以上、何故このような対応を行うのか、6 項目毎について回答願います。 住民に周知しないまま隠して事業を進めるような不審な対応を何故行うのかはっきりしてください。</p>	<p>配慮書の縦覧に関しては、関係自治体とも相談の上、日刊新聞 4 紙 (読売・朝日・毎日・山口) と弊社ホームページで周知いたしました。ご指摘の通り説明会における情報提供が不足しておりましたので、今後は適切な情報提供を心がけてまいります。</p> <p>また、説明会の資料については、見やすい資料とするよう今後努めてまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
126	<p>令和 2 年 8 月の説明会で、風力発電の騒音はほとんど聞こえない。体に影響が出ない距離に風車を建てると説明されていたが</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学医学部の教授が鹿児島県で行った調査で、2,000m 離れた場所でも騒音が聞こえて、睡眠障害を訴える住民に騒音対策が必要である根拠が示せたと発表しているが、説明会のおり騒音はほとんど聞こえないと断言できるのですか？根拠を示してください。 2. 風力発電の騒音で睡眠障害が 2 倍になっているとの結果を発表しているが、説明会のおり体に影響が出ないと断言できるのですか？根拠を示してください。 3. 睡眠障害によって、小中学生・高校生等の学力や体力の低下が懸念されるが問題が無いという根拠を示してください。 4. 睡眠障害によって、学力や体力の低下が懸念されるが、小中学校や教育委員会・PTA 等へ問題が無いという説明をしてください。 5. 睡眠障害によって交通事故を起こした場合の責任は、起因たる風力発電であると思いますが事業者の見解を求めます。 	<p>稼働に伴う騒音の影響については、本事業で使用する風力発電機の位置や諸元、さらに周辺地形や住居との位置関係などの各種条件を踏まえた予測を行い、最新の知見に基づく健康面に対する影響を含めた評価結果を準備書に記載します。予測の結果、周辺にお住いの皆様に対する深刻な影響が预见される場合には、影響を回避又は低減できるような方策を検討してまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
127	<p>調査だけで建設が決まったわけでない、体についての影響が無いところへ風力発電機を設置すると何度も言われているが、体に出る影響を詳しく説明してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 影響がでる種類は何種類ありますか？ 2. 各種類ごとに、体についてどんな影響がありますか？ 2. 各種類ごとに、どのような症状が出るのか？ 3. 影響が無いところへ風力発電機を設置したのに、症状が出た場合はどうするのですか？ <ol style="list-style-type: none"> A. 事業を中止する。 B. 2 重窓やエアコンの設置・防音工事をしてもらえるのですか？ C. 2 重窓やエアコンの設置・防音工事をしたので窓を開けられない生活を要求するのですか？ D. 風車の影で家の中がチラついて困る時は、カーテンを閉めたら良いのですか？ E. 風車の影で農作業や林業など、目がチカチカして作業に集中できない時はどうしたらいいのですか？ F. 風車病の症状が出た場合、どこの専門病院に行けばいいのですか？ G. 近くに専門病院が無い場合はどうしたらいいのですか？ H. 受診料や薬代・交通費などの支払いは補償されるのですか？ I. 体に症状が出たと言っても認めてもらえないことがあるのですか？ 	<p>騒音による環境影響として、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会、平成 28 年)によれば、会話影響や睡眠影響、不快感の原因になること等の懸念が指摘されています。また、風車の影による環境影響として、「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」(環境省総合環境政策局、平成 23 年)によれば、明暗による生活妨害等の懸念が指摘されています。</p> <p>生活環境を含む環境への影響については、環境影響評価法の規定等に従って適切に調査・予測・評価を行ってまいります。</p> <p>発電所の稼働に伴う負の環境影響が生じた場合に備え、運転開始までに稼働に伴う影響の調査や要望・苦情への対応体制を検討してまいります。</p> <p>そのうえで、今後の環境影響評価の結果や運転開始後の状況を踏まえ、必要に応じて影響の調査を実施し、事業による影響が認められれば事業者として適切な対応を行ってまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
128	<p>2021 年 3 月の説明会で風力発電の保険をかけるので問題はないとのことでしたが</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険の適用範囲、補償範囲で住民等の損害が支払れるのか？ 2. 山腹崩壊等道路造成に起因する災害を自然災害として補償されないのではありませんか？ 3. 建設から運用は別会社を作り事業を行うとのことですが <ol style="list-style-type: none"> A. HP にある合同会社とはどのような形態でしょうか B. 合同会社の法的性質をおしえて下さい。 C. 法的責任はどこまでありますか？現事業中の合同会社の出資額等もおしえて下さい。 D. 保険の補償範囲外は合同会社から損害が支払れるのか？ 	<p>保険については現時点で内容が確定しておりませんが、今後発電所工事・運営に必要な保険を検討し加入いたします。なお、保険適用の有無に関わらず、本事業に起因すると考えられる災害が発生した場合には事業者として適切な対応を行ってまいります。</p> <p>合同会社とは、株式会社との主な違いを申し上げますれば、株式会社は出資者と経営者が分離されているのに対し、合同会社は出資者が経営者となるのが一般的です。なお、合同会社の法的性質は、株式会社と同様「有限責任」で、出資額を上限とした責任を負い、適切な経営を行うための義務が生じます。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
129	<ol style="list-style-type: none"> 1. JRE (株) は一般社団法人日本風力発電協会の会員ですか？ 2. JRE (株) の社内から日本風力発電協会の役員になられた方はいますか？ 3. 日本風力発電協会が自主規制として地域住民とのコミュニケーションを徹底するとありますが、徹底されましたか？ 4. 情報開示の徹底とありますが、何度も同じ事をお願いしているが開示していない。 5. 自主規制として事業計画の立案後直ぐに地域住民に調査に関する同意を得て評価手続きの開始とありますが、自主規制通りに行っていれば地域の住民から調査の同意が得られたと思います。 <p>5 つの項目毎に答えて下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 6. 意見書に電話番号を書くのがイヤダ。名前や住所が賛成派に見られるから出さないという人ばかりです 	<p>弊社は一般社団法人日本風力発電協会の会員で、弊社から理事になった者がおります。</p> <p>説明会等における周知不足を地元住民の皆様よりご指摘いただいたことを真摯に受け止め、今後丁寧な周知を心がけてまいります。</p> <p>意見書へのご氏名及びご住所の記入は環境影響評価法施行規則(平成 10 年総理府令第 37 号)に従ってお願いしております。</p> <p>なお、意見書にご記載いただいた個人情報公表されることはございません。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
130	<p>山口県・美祢市・長門市は I ターン・U ターン等移住者定住の推進を行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大型風力発電機がある所に人が定住するでしょうか？回答して下さい。 2. 風力発電が行われた場合、不動産評価が下がると思いますが、損害分の補償は行いますか？ 3. 空屋を市が斡旋していますが、風力発電があるために家賃を下げないとなった場合は補償されますか？ 4. 子育て世帯の家族が風力発電が始まったら転居すると言っていますが何か対策はありませんか？ 5. 三世代家族が崩壊しますが対策はありませんか？ 	<p>今後、事業計画を行うにあたっては、環境影響評価法に則った調査・予測・評価を行い、地域住民のみなさまの生活環境に十分配慮した計画となるよう検討を進めてまいります。</p> <p>また、今後関係自治体や地元の皆様のご意見をお伺いしながら、弊社が地元にどのような形で貢献できるか検討してまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
131	<p>風力発電を建設するための道路について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路や周辺の土砂崩れ等の修理や管理はだれが責任をもつのですか？ 2. 道路に大雨が降り雨水が一箇所に集中して流れ大規模土砂崩れが発生しませんか？ 3. 風力発電事業の採算が取れなくなり、他社に事業を売った時にその事業者が道路の管理維持や地元との合意が守れなくなるのではないですか？ 4. 道路を造成した時に地下水等の流れが変わり道路からかなりはなれた所に山腹崩壊が良く発生するがこれらについても責任をもって対応すること。また崩壊によって塞ぎ止めた土砂や樹木は下流に住む人の命や財産を守るため直ちに撤去し崩落防止対策を行うこと 5. 崩壊等によって損害を与えた地権者に樹木の補償や形質変更による損害も補償すること。 6. 道路の下流域の全ての地権者等には事前に合意を得て工事に着手すること。合意が得られない場合は道路のルートを変更すること。 	<p>本事業は弊社が今後設立する事業会社により開発建設予定のため、本事業に用する道路の管理は当事業会社にて行います。</p> <p>土砂災害の防止等については林地開発等の許認可協議の中で県の審査を受けた上で、基準を満たす適切な事業計画となるよう検討してまいります。</p> <p>万が一他社に事業を売却せざるを得ない状況となった際には、道路の維持管理や地域住民の皆様との合意内容も引き継ぎます。また、本事業に起因すると考えられる災害が発生した場合には事業者として適切な対応を行ってまいります。</p> <p>工事の着手に先立ち関係自治体と協議し、地権者様より合意をいただく必要がある範囲を明確にした上で合意を取得いたします。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
132	<p>経済産業大臣の意見で</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 騒音による生活環境への重大な影響とはなんですか？ 2. 風車の影による生活環境への重大な影響とはなんですか？ 3. 1 と 2 対して離隔や回避又は極力低減しないとどうなるのですか？体の症状はどう出るのですか？ 4. 評価の手法の風車の影でドイツの指針値の年間 30 時間かつ 1 日最大 30 分を超えないとありますがまるで福島県の放射性物質に汚染された地域内での活動の指針のようですが風力のそばで作業したり学校学習を行ってほしいようぶですか？ 	<p>騒音による環境影響として、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会、平成 28 年）によれば、会話影響や睡眠影響、不快感の原因になること等の懸念が指摘されています。また、風車の影による環境影響として、「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」（環境省総合環境政策局、平成 23 年）によれば、明暗による生活妨害等の懸念が指摘されています。そのため、「配慮書に対する経済産業大臣意見と事業者の見解」に記載のとおり、風力発電機の稼働に対しては、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、騒音や風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減するよう努めてまいります。</p>

意見書 43 <事業 1 件>

W 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
133	天井山風力発電について 反対です。自然を大切にする一人	自然への影響の回避・低減を図るよう、環境影響評価法に従い調査・予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じることで、適切な計画といたします。

意見書 44 <その他 1 件>

X 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
134	オラレミネを作ってください ポートルースアキ吉をゆうちして下さい。 ミネ市はポートルースの今村ユタカさんの町でもある おねがいします	今後地元の皆様のご意見をお伺いしながら、弊社が発電事業者として地元でどのような協力ができるのか検討してまいります。

意見書 45 <その他 1 件、健康被害 1 件、説明会 1 件>

Y 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
135	◎いわゆる獣害と言われる動物の行動範囲が変わると思われる住宅地に進入してくるのではないか	開発に当たっては、極力改変面積を低減するように努めます。今後、鳥獣類による農作物被害が増加し、その影響が本事業に起因すると考えられる場合には、対策を検討します。
136	◎ネットで検索すると、健康被害については容易に出てくる 健康被害について、きちんと説明がない	本事業による健康や環境への影響を回避・低減するよう十分な調査検討を行い、また本事業の意義についても地域の皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。
137	◎地元説明会について、周知が足りない	地域住民の皆様への周知が不足しており大変申し訳ございません。今後丁寧な周知を心がけてまいります。

山口新聞 (2021年1月26日、11面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「天井山風力発電事業(仮称)環境影響評価方法書」を公告・縦覧します。

一、事業者の名称 代表取締役 中川隆久
所在地 ジャパンリニューアブルエナジー株式会社
東京都港区六本木6丁目2番31号

二、対象事業の名称 種類 規模
天井山風力発電事業(仮称) 風力発電所設置事業(陸上) 5万4百6万3千キロワット

三、対象事業実施区域 山口県長門市、美祿市

四、関係する地域であると認められる地域の範囲 山口県長門市、美祿市

五、縦覧場所 山口県長門健康福祉センター、長門市役所本庁情報公開コーナー、同別館生活環境課、三隅支所、美祿市役所市政情報コーナー、美祿市保健センター生活環境課、美祿市嘉万出張所、美祿市別府出張所

各施設の開庁・開館時間内
令和3年1月26日(火)～2月25日(木)
(土・日、施設の休館日は除く)

六、意見書の提出について 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見・ご質問をお持ちの方は、意見書に氏名、住所及びご意見(日本語)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、または問合せ先へ郵送ください。(令和3年3月11日(木)当日消印有効)
※意見書に記載された個人情報等は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

七、説明会の開催について
長門市 令和3年2月11日(木・祝)午前10時～11時30分、
ほたるの里(旧渋木児童館)午後2時～3時30分、
宗頭文化センター、令和3年2月13日(土)午後
6時～7時30分、長門市中央公民館、令和3年2月
14日(日)午前10時～11時30分、三隅公民館
美祿市 令和3年2月11日(木・祝)午後6時～7時30分、
美祿市秋吉公民館、令和3年2月12日(金)午後
6時～7時30分、美祿市民会館、令和3年2月13日
(土)午前10時～11時30分、秋芳桂花小学校体育館、
午後2時～3時30分、美祿市別府公民館、令和3年
2月14日(日)午後2時～3時30分、美祿市八代めぐ
もりの里交流センター

※新型コロナウイルス感染症の状況により中止とする場合は、弊社ホームページでお知らせいたします。

八、お問合せ先 ジャパンリニューアブルエナジー株式会社
事業開発本部 担当 神山、村上、千葉
〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階 電話03-6455-4900

朝日新聞 (2021年1月26日、21面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「天井山風力発電事業(仮称)環境影響評価方法書」を公告・縦覧します。

一、事業者の名称 代表取締役 中川隆久
所在地 ジャパンリニューアブルエナジー株式会社
東京都港区六本木6丁目2番31号

二、対象事業の名称 種類 規模
天井山風力発電事業(仮称) 風力発電所設置事業(陸上) 5万4百6万3千キロワット

三、対象事業実施区域 山口県長門市、美祿市

四、関係する地域であると認められる地域の範囲 山口県長門市、美祿市

五、縦覧場所 山口県長門健康福祉センター、長門市役所本庁情報公開コーナー、同別館生活環境課、三隅支所、美祿市役所市政情報コーナー、美祿市保健センター生活環境課、美祿市嘉万出張所、美祿市別府出張所

各施設の開庁・開館時間内
令和3年1月26日(火)～2月25日(木)
(土・日、施設の休館日は除く)

六、意見書の提出について 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見・ご質問をお持ちの方は、意見書に氏名、住所及びご意見(日本語)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、または問合せ先へ郵送ください。(令和3年3月11日(木)当日消印有効)
※意見書に記載された個人情報等は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

七、説明会の開催について
長門市 令和3年2月11日(木・祝)午前10時～11時30分、
ほたるの里(旧渋木児童館)午後2時～3時30分、
宗頭文化センター、令和3年2月13日(土)午後
6時～7時30分、長門市中央公民館、令和3年2月
14日(日)午前10時～11時30分、三隅公民館
美祿市 令和3年2月11日(木・祝)午後6時～7時30分、
美祿市秋吉公民館、令和3年2月12日(金)午後
6時～7時30分、美祿市民会館、令和3年2月13日
(土)午前10時～11時30分、秋芳桂花小学校体育館、
午後2時～3時30分、美祿市別府公民館、令和3年
2月14日(日)午後2時～3時30分、美祿市八代めぐ
もりの里交流センター

※新型コロナウイルス感染症の状況により中止とする場合は、弊社ホームページでお知らせいたします。

八、お問合せ先 ジャパンリニューアブルエナジー株式会社
事業開発本部 担当 神山、村上、千葉
〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階 電話03-6455-4900

毎日新聞 (2021年1月26日、21面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「天井山風力発電事業(仮称)環境影響評価方法書」を公告・縦覧します。

一、事業者の名称 ジャパンリニューアブルエナジー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 中川隆久
所在地 東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階

二、対象事業の名称 天井山風力発電事業(仮称)
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 5万4千6万3千キロワット

三、対象事業実施区域 山口県長門市、美祢市
四、関係する地域であると認められる地域の範囲 山口県長門市、美祢市

五、縦覧場所 山口県長門健康福祉センター、長門市役所
本庁情報公開コーナー、同別館生活環境課、三隅支所、美祢市役所市政情報コーナー、美祢市保健センター生活環境課、美祢市嘉万出張所、美祢市別府出張所
各施設の開庁・開館時間内
令和3年1月26日(火)～2月25日(木)
(土・日・施設の休館日は除く)

六、意見書の提出について 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見・ご質問をお持ちの方は、意見書に氏名、住所及びご意見(日本語)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、または問合せ先へ郵送ください。(令和3年3月11日(木)当日消印有効)
※意見書に記載された個人情報(本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。)

七、説明会の開催について
長門市 令和3年2月11日(木・祝)午前10時～11時30分
ほたるの里(旧渋木児童館)午後2時～3時30分
宗頭文化センター 令和3年2月13日(土)午後6時～7時30分
長門市中央公民館 令和3年2月14日(日)午前10時～11時30分
三隅公民館 令和3年2月11日(木・祝)午後6時～7時30分
美祢市秋吉公民館 令和3年2月12日(金)午後6時～7時30分
美祢市民会館 令和3年2月13日(土)午前10時～11時30分
秋芳桂花小学校体育館 午後2時～3時30分
美祢市別府公民館 令和3年2月14日(日)午後2時～3時30分
美祢市八代めぐもりの里交流センター

※新型コロナウイルス感染症の状況により中止とする場合は、弊社ホームページでお知らせいたします。

八、お問合せ先 ジャパンリニューアブルエナジー株式会社
事業開発本部 担当: 神山、村上、千葉
〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階 電話03-6455-4900

読売新聞 (2021年1月26日、23面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「天井山風力発電事業(仮称)環境影響評価方法書」を公告・縦覧します。

一、事業者の名称 ジャパンリニューアブルエナジー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 中川隆久
所在地 東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階

二、対象事業の名称 天井山風力発電事業(仮称)
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 5万4千6万3千キロワット

三、対象事業実施区域 山口県長門市、美祢市
四、関係する地域であると認められる地域の範囲 山口県長門市、美祢市

五、縦覧場所 山口県長門健康福祉センター、長門市役所
本庁情報公開コーナー、同別館生活環境課、三隅支所、美祢市役所市政情報コーナー、美祢市保健センター生活環境課、美祢市嘉万出張所、美祢市別府出張所
各施設の開庁・開館時間内
令和3年1月26日(火)～2月25日(木)
(土・日・施設の休館日は除く)

六、意見書の提出について 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見・ご質問をお持ちの方は、意見書に氏名、住所及びご意見(日本語)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、または問合せ先へ郵送ください。(令和3年3月11日(木)当日消印有効)
※意見書に記載された個人情報(本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。)

七、説明会の開催について
長門市 令和3年2月11日(木・祝)午前10時～11時30分
ほたるの里(旧渋木児童館)午後2時～3時30分
宗頭文化センター 令和3年2月13日(土)午後6時～7時30分
長門市中央公民館 令和3年2月14日(日)午前10時～11時30分
三隅公民館 令和3年2月11日(木・祝)午後6時～7時30分
美祢市秋吉公民館 令和3年2月12日(金)午後6時～7時30分
美祢市民会館 令和3年2月13日(土)午前10時～11時30分
秋芳桂花小学校体育館 午後2時～3時30分
美祢市別府公民館 令和3年2月14日(日)午後2時～3時30分
美祢市八代めぐもりの里交流センター

※新型コロナウイルス感染症の状況により中止とする場合は、弊社ホームページでお知らせいたします。

八、お問合せ先 ジャパンリニューアブルエナジー株式会社
事業開発本部 担当: 神山、村上、千葉
〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階 電話03-6455-4900

山口新聞 (2021年2月5日、13面)

説明会中止のお知らせ

「天井山風力発電事業(仮称)環境影響評価方法書」について開催を予定しておりました説明会は、次のとおり中止とさせていただきますので、お知らせいたします。

一、事業者の名称 シャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 中川隆久
所在地 東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階

二、対象事業の名称 天井山風力発電事業(仮称)
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 5万4千6万3千キロワット

三、対象事業実施区域 山口県長門市、美祿市
四、関係する地域であると認められる地域の範囲 山口県長門市、美祿市

五、説明会の中止 左記日程・場所にて開催を予定しておりました説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、すべて中止とさせていただきます。今後は、社会情勢等を踏まえつつ、代替となるご説明の機会を設けられるよう検討してまいります。(中止させていただきます)説明会

長門市 令和3年2月11日(木)祝 午前10時～11時30分
ほたるの里(旧波木児童館) 午後2時～3時30分
宗頭文化センター、令和3年2月13日(土)午後6時～7時30分
長門市中央公民館、令和3年2月14日(日)午前10時～11時30分
三隅公民館
美祿市 令和3年2月11日(木)祝 午後6時～7時30分
美祿市秋吉公民館、令和3年2月12日(金)午後6時～7時30分
美祿市民会館、令和3年2月13日(土)午前10時～11時30分
秋芳桂花小学校体育館、午後2時～3時30分
美祿市別府公民館、令和3年2月14日(日)午後2時～3時30分
美祿市八代ぬくもりの里交流センター

六、方法書ご説明資料の公開 方法書の縦覧は予定どおり行っており、方法書の内容に関するご説明資料を左記の縦覧場所でご公開いたします。どなたでもご自由にご覧いただくことができます。
(方法書縦覧場所)山口県長門健康福祉センター、長門市役所本庁情報公開コーナー、同別館生活環境課、三隅支所、美祿市役所市政情報コーナー、美祿市保健センター生活環境課、美祿市嘉万出張所、美祿市別府出張所
時間 各施設の開庁・開館時間内
期間 令和3年1月26日(火)～2月25日(木)
(土、日、施設の休館日は除く)

七、お問合せ先 シャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部 担当 神山、村上、千葉
〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階 電話03-6455-4900

朝日新聞 (2021年2月5日、21面)

説明会中止のお知らせ

「天井山風力発電事業(仮称)環境影響評価方法書」について開催を予定しておりました説明会は、次のとおり中止とさせていただきますので、お知らせいたします。

一、事業者の名称 シャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 中川隆久
所在地 東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階

二、対象事業の名称 天井山風力発電事業(仮称)
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 5万4千6万3千キロワット

三、対象事業実施区域 山口県長門市、美祿市
四、関係する地域であると認められる地域の範囲 山口県長門市、美祿市

五、説明会の中止 左記日程・場所にて開催を予定しておりました説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、すべて中止とさせていただきます。今後は、社会情勢等を踏まえつつ、代替となるご説明の機会を設けられるよう検討してまいります。(中止させていただきます)説明会

長門市 令和3年2月11日(木)祝 午前10時～11時30分
ほたるの里(旧波木児童館) 午後2時～3時30分
宗頭文化センター、令和3年2月13日(土)午後6時～7時30分
長門市中央公民館、令和3年2月14日(日)午前10時～11時30分
三隅公民館
美祿市 令和3年2月11日(木)祝 午後6時～7時30分
美祿市秋吉公民館、令和3年2月12日(金)午後6時～7時30分
美祿市民会館、令和3年2月13日(土)午前10時～11時30分
秋芳桂花小学校体育館、午後2時～3時30分
美祿市別府公民館、令和3年2月14日(日)午後2時～3時30分
美祿市八代ぬくもりの里交流センター

六、方法書ご説明資料の公開 方法書の縦覧は予定どおり行っており、方法書の内容に関するご説明資料を左記の縦覧場所でご公開いたします。どなたでもご自由にご覧いただくことができます。
(方法書縦覧場所)山口県長門健康福祉センター、長門市役所本庁情報公開コーナー、同別館生活環境課、三隅支所、美祿市役所市政情報コーナー、美祿市保健センター生活環境課、美祿市嘉万出張所、美祿市別府出張所
時間 各施設の開庁・開館時間内
期間 令和3年1月26日(火)～2月25日(木)
(土、日、施設の休館日は除く)

七、お問合せ先 シャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部 担当 神山、村上、千葉
〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階 電話03-6455-4900

毎日新聞 (2021年2月5日、21面)

説明会中止のお知らせ

「天井山風力発電事業(仮称)環境影響評価方法書」について開催を予定しておりました説明会は、次のとおり中止とさせていただきますので、お知らせいたします。

一、事業者の名称 シヤパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 中川隆久
所在地 東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階

二、対象事業の名称 天井山風力発電事業(仮称)
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 5万4千6万3千キロワット
山口県長門市、美祢市

三、対象事業実施区域 山口県長門市、美祢市

四、関係する地域であると認められる地域の範囲 山口県長門市、美祢市

五、説明会の中止 左記日程・場所にて開催を予定しておりました説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、すべて中止とさせていただきます。今後は、社会情勢等を踏まえつつ、代替となる説明の機会を設けられるよう検討してまいります。(中止させていただきます) 説明会

長門市 令和3年2月11日(木・祝) 午前10時～11時30分
ほたるの里(旧波木児童館) 午後2時～3時30分
宗頭文化センター 令和3年2月13日(土) 午後6時～7時30分
長門市中央公民館 令和3年2月14日(日) 午前10時～11時30分
三隅公民館 令和3年2月11日(木・祝) 午後6時～7時30分
美祢市 令和3年2月11日(木・祝) 午後6時～7時30分
美祢市秋吉公民館 令和3年2月12日(金) 午後6時～7時30分
美祢市民会館 令和3年2月13日(土) 午前10時～11時30分
秋芳桂花小学校体育館 午後2時～3時30分
美祢市別府公民館 令和3年2月14日(日) 午後2時～3時30分
美祢市八代ぬくもりの里交流センター

六、方法書ご説明資料の公開 方法書の縦覧は予定どおり行っており、方法書の内容に関するご説明資料を左記の縦覧場所でご公開いたします。ご自由にご覧いただくことができます。
(方法書縦覧場所) 山口県長門健康福祉センター、長門市役所本庁情報公開コーナー、同別館生活環境課、三隅支所、美祢市役所市政情報コーナー、美祢市保健センター、生活環境課、美祢市嘉万出張所、美祢市別府出張所
時間 各施設の開庁・開館時間内
期間 令和3年1月26日(火)～2月25日(木)
(土・日、施設の休館日は除く)

七、お問合せ先 シヤパン・リニューアブル・エナジー株式会社
事業開発本部 担当 神山、村上、千葉
〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階 電話 03-6455-4900

読売新聞 (2021年2月5日、19面)

説明会中止のお知らせ

「天井山風力発電事業(仮称)環境影響評価方法書」について開催を予定しておりました説明会は、次のとおり中止とさせていただきますので、お知らせいたします。

一、事業者の名称 シヤパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 中川隆久
所在地 東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階

二、対象事業の名称 天井山風力発電事業(仮称)
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 5万4千6万3千キロワット
山口県長門市、美祢市

三、対象事業実施区域 山口県長門市、美祢市

四、関係する地域であると認められる地域の範囲 山口県長門市、美祢市

五、説明会の中止 左記日程・場所にて開催を予定しておりました説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、すべて中止とさせていただきます。今後は、社会情勢等を踏まえつつ、代替となる説明の機会を設けられるよう検討してまいります。(中止させていただきます) 説明会

長門市 令和3年2月11日(木・祝) 午前10時～11時30分
ほたるの里(旧波木児童館) 午後2時～3時30分
宗頭文化センター 令和3年2月13日(土) 午後6時～7時30分
長門市中央公民館 令和3年2月14日(日) 午前10時～11時30分
三隅公民館 令和3年2月11日(木・祝) 午後6時～7時30分
美祢市 令和3年2月11日(木・祝) 午後6時～7時30分
美祢市秋吉公民館 令和3年2月12日(金) 午後6時～7時30分
美祢市民会館 令和3年2月13日(土) 午前10時～11時30分
秋芳桂花小学校体育館 午後2時～3時30分
美祢市別府公民館 令和3年2月14日(日) 午後2時～3時30分
美祢市八代ぬくもりの里交流センター

六、方法書ご説明資料の公開 方法書の縦覧は予定どおり行っており、方法書の内容に関するご説明資料を左記の縦覧場所でご公開いたします。ご自由にご覧いただくことができます。
(方法書縦覧場所) 山口県長門健康福祉センター、長門市役所本庁情報公開コーナー、同別館生活環境課、三隅支所、美祢市役所市政情報コーナー、美祢市保健センター、生活環境課、美祢市嘉万出張所、美祢市別府出張所
時間 各施設の開庁・開館時間内
期間 令和3年1月26日(火)～2月25日(木)
(土・日、施設の休館日は除く)

七、お問合せ先 シヤパン・リニューアブル・エナジー株式会社
事業開発本部 担当 神山、村上、千葉
〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階 電話 03-6455-4900

山口新聞 (2021年3月8日、13面)

説明会開催のお知らせ

「天井山風力発電事業(仮称)環境影響評価方法書」について、説明会を次のとおり開催いたしますので、お知らせいたします。なお、本説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み2月に中止のお知らせをしたものを、その後の社会情勢等の変化を受けて、左記日程にて改めて開催するものです。

一、事業者の名称 ジャパンリニューアブルエナジー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 中川 隆久

二、対象事業の名称 天井山風力発電事業(仮称)
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 5万4百36万3千キロワット

三、対象事業実施区域 山口県長門市、美祢市
四、関係する地域であると認められる地域の範囲 山口県長門市、美祢市

五、説明会の開催について
次のとおり説明会を開催させていただきます。

長門市 令和3年3月17日(水)午後6時～7時30分：ほたるの里(旧波木児童館)、令和3年3月20日(土)午後6時～7時30分：長門市中央公民館、令和3年3月21日(日)午前10時～11時30分：三隅農業者トレーニングセンター(三隅公民館)、令和3年3月21日(日)午後6時～7時30分：宗頭文化センター、令和3年3月18日(木)午後6時～7時30分：美祢市民会館、令和3年3月19日(金)午後6時30分～8時：美祢市秋吉公民館、令和3年3月20日(土)午前10時～11時30分：美祢市嘉万公民館、令和3年3月20日(土)午後2時～3時30分：美祢市別府公民館、令和3年3月21日(日)午後2時～3時30分：秋芳八代めぐりの里交流センター

六、お問合せ先 シヤパンリニューアブルエナジー株式会社
事業開発本部 担当：神山、村上、千葉
〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階 電話03-6455-4900

朝日新聞 (2021年3月8日、27面)

説明会開催のお知らせ

「天井山風力発電事業(仮称)環境影響評価方法書」について、説明会を次のとおり開催いたしますので、お知らせいたします。なお、本説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み2月に中止のお知らせをしたものを、その後の社会情勢等の変化を受けて、左記日程にて改めて開催するものです。

一、事業者の名称 ジャパンリニューアブルエナジー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 中川 隆久

二、対象事業の名称 天井山風力発電事業(仮称)
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 5万4百36万3千キロワット

三、対象事業実施区域 山口県長門市、美祢市
四、関係する地域であると認められる地域の範囲 山口県長門市、美祢市

五、説明会の開催について
次のとおり説明会を開催させていただきます。

長門市 令和3年3月17日(水)午後6時～7時30分：ほたるの里(旧波木児童館)、令和3年3月20日(土)午後6時～7時30分：長門市中央公民館、令和3年3月21日(日)午前10時～11時30分：三隅農業者トレーニングセンター(三隅公民館)、令和3年3月21日(日)午後6時～7時30分：宗頭文化センター、令和3年3月18日(木)午後6時～7時30分：美祢市民会館、令和3年3月19日(金)午後6時30分～8時：美祢市秋吉公民館、令和3年3月20日(土)午前10時～11時30分：美祢市嘉万公民館、令和3年3月20日(土)午後2時～3時30分：美祢市別府公民館、令和3年3月21日(日)午後2時～3時30分：秋芳八代めぐりの里交流センター

六、お問合せ先 シヤパンリニューアブルエナジー株式会社
事業開発本部 担当：神山、村上、千葉
〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階 電話03-6455-4900

毎日新聞 (2021年3月8日、25面)

説明会開催のお知らせ

「天井山風力発電事業(仮称)環境影響評価方法書」について、説明会を次のとおり開催いたしますので、お知らせいたします。なお、本説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み2月に中止のお知らせをしたものを、その後の社会情勢等の変化を受けて、左記日程にて改めて開催するものです。

一、事業者の名称 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 中川 隆久
所在地 東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階

二、対象事業の名称 天井山風力発電事業(仮称)
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 5万4千6万3千キロワット

三、対象事業実施区域 山口県長門市、美祢市
四、関係する地域であると認められる地域の範囲 山口県長門市、美祢市

五、説明会の開催について
次のとおり説明会を開催させていただきます。

長門市 令和3年3月17日(水)午後6時～7時30分：ほたるの里(旧渋木児童館)、令和3年3月20日(土)午後6時～7時30分：長門市中央公民館、令和3年3月21日(日)午前10時～11時30分：三隅農業者トレーニングセンター(三隅公民館)、令和3年3月21日(日)午後6時～7時30分：宗頭文化センター、令和3年3月18日(木)午後6時～7時30分：美祢市民会館、令和3年3月19日(金)午後6時30分～8時：美祢市秋吉公民館、令和3年3月20日(土)午前10時～11時30分：美祢市墨万公民館、令和3年3月20日(土)午後2時～3時30分：美祢市別府公民館、令和3年3月21日(日)午後2時～3時30分：秋芳八代めぐもりの里交流センター

六、お問合せ先 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
事業開発本部 担当：神山、村上、千葉
〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階 電話03-64554900

読売新聞 (2021年3月8日、31面)

説明会開催のお知らせ

「天井山風力発電事業(仮称)環境影響評価方法書」について、説明会を次のとおり開催いたしますので、お知らせいたします。なお、本説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み2月に中止のお知らせをしたものを、その後の社会情勢等の変化を受けて、左記日程にて改めて開催するものです。

一、事業者の名称 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 中川 隆久
所在地 東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階

二、対象事業の名称 天井山風力発電事業(仮称)
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 5万4千6万3千キロワット

三、対象事業実施区域 山口県長門市、美祢市
四、関係する地域であると認められる地域の範囲 山口県長門市、美祢市

五、説明会の開催について
次のとおり説明会を開催させていただきます。

長門市 令和3年3月17日(水)午後6時～7時30分：ほたるの里(旧渋木児童館)、令和3年3月20日(土)午後6時～7時30分：長門市中央公民館、令和3年3月21日(日)午前10時～11時30分：三隅農業者トレーニングセンター(三隅公民館)、令和3年3月21日(日)午後6時～7時30分：宗頭文化センター、令和3年3月18日(木)午後6時～7時30分：美祢市民会館、令和3年3月19日(金)午後6時30分～8時：美祢市秋吉公民館、令和3年3月20日(土)午前10時～11時30分：美祢市墨万公民館、令和3年3月20日(土)午後2時～3時30分：美祢市別府公民館、令和3年3月21日(日)午後2時～3時30分：秋芳八代めぐもりの里交流センター

六、お問合せ先 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
事業開発本部 担当：神山、村上、千葉
〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階 電話03-64554900

●広報誌によるお知らせ

長門市広報知っちょこ (1月号 p. 20)

▼受付期間 2/1(月)～26(金)
 〆23-1120

〆財政課監理管財係

就学指定校変更申し立て

教育委員会では、住所により入学する小・中学校を指定していますが、「家庭の事情」「登下校の安全」「教育的配慮」「部活動」などの理由がある場合は、就学指定校の変更について申し立てを行うことができます。

▼受付期間 1/15(金)～29(金)

※来年度の入学事務の関係上、期限を設けていますが、期限後に変更を申し立てたい理由が生じた場合は、学事係まで相談してください

〆聞 学校教育課学事係

〆27-0320

天井山風力発電事業(仮称)環境影響評価方法書の縦覧

▼とき

1/26(火)～2/25(木)

▼場所 本庁情報公開コーナー、別館生活環境課、三隅支所、山口県長門健康福祉センター
 ▼意見書 縦覧場所に備え付けの意見書に必要事項を記入し

投かん、または左記に問い合わせの上、郵送してください

※説明会の開催を2月に予定しています(詳細は2月号掲載)

〆聞 ジャパン・リニューアブル・

エナジー株式会社事業開発本部 開発第2部

〆03-6455-4900

海のもしもは「118番」

海上保安庁では毎年、1月18日を「118番の日」と定め、周知活動を行っています。

118番は、海の事件事故に迅速かつ的確に対応するため、海上保安庁の緊急通報用電話番号として平成12年5月に運用が始まりました。

海での船や人の事故、遭難などを目撃した場合は、「118番」まで通報をお願いします。

依然として続くコロナ禍のもと、厳しい状況となっておりますが、平穏な日々が戻りますことを願いますとともに、仙崎海上保安部では、本年も長門の海の「安全」「安心」を守るべく努めてまいります。

〆聞 仙崎海上保安部

〆26-0240

げんきみね (1月号 p. 10)

天井山風力発電事業(仮称)に係る環境影響評価方法書の縦覧について

環境影響評価法に基づく、天井山風力発電事業(仮称)に係る環境影響評価方法書の縦覧を行います。また、方法書の内容についての説明会を予定していますが、開催日時・場所は2月号でお知らせします。

◇ 期 間 1月26日(火)～2月25日(木)

◇ 場 所 本庁1階 市政情報コーナー、美祢市保健センター2階(生活環境課)、嘉万出張所、別府出張所

◇ 問い合わせ ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部 開発第2部

かみやま せきね むらかみ
 神山・関根・村上 (〆03(6455)4900)

問い合わせ先 生活環境課(〆0837(53)1090)

長門市広報知っちょこ (2月号 p.20)

「11」の健康づくり講演会

▼日時

3/11(木) 18:00～19:30
(受付17:30～)

▼場所 長門市地域医療連携支援センター(長門市応急診療所併設)

▼講師 田村光司氏

(たむら耳鼻咽喉科院長)

▼演題 「ぐっすり眠って心も体も健康に」

▼定員 60人(要申込、先着順)

▼参加料 無料

▼申込方法 氏名、住所、年齢を電話またはファックスで申し込みください

▼申込締切 3/4(木)

▼その他 やまぐち健幸アプリ連携イベントです

▼長門市保健センター

☎23-11133

FAX23-11168

天井山風力発電事業(仮称)環境影響評価方法書説明会

▼日時・場所

・2/11(木) 10:00～

・ほたるの里(旧浜木児童館)

・2/11(木) 14:00～

宗頭文化センター

長門市と下関市の情報交換コーナー

潮彩だより

自然の秘密をよめる

—高島北海没後90年記念—

▼期間 3/14(日)まで

※休館日 月曜日

▼場所 下関市立美術館

(下関市長府黒門東町1-1)

▼内容 201年に没後90年を迎える画家・高島北海にちなみ、自然に魅了され、その秘密を探求した芸術家や研究者たち

・2/13(土) 18:00～

・長門市中央公民館

・2/14(日) 10:00～ 三隅農業者トレーニングセンター

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、日時が変更となる場合があります

▼ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社事業開発本部

☎03-6455-4900

☎03-6455-4900

ふなやとエロ

就職ガイダンス

▼日時

2/19(金) 12:00～16:00

げんきみね (2月号 p.7)

天井山風力発電事業(仮称)に係る環境影響評価方法書の説明会

環境影響評価法に基づく、天井山風力発電事業(仮称)に係る環境影響評価方法書の説明会を行います。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、スケジュールを変更する場合があります。

●開催場所・日時


- ・秋吉公民館
2月11日(木) 18時～
- ・美祢市民会館
2月12日(金) 18時～
- ・秋芳桂花小学校
2月13日(土) 10時～
- ・別府公民館
2月13日(土) 14時～
- ・秋芳八代ぬくもりの里交流センター
2月14日(日) 14時～

●問い合わせ先


ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
事業開発本部 開発第2部 神山/村上
☎03(6455)4900

●インターネットによるお知らせ

山口県 ウェブサイト (1月26日掲載)

天井山風力発電事業 (仮称)	
事業者	ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
事業の種類	発電所の設置
実施場所	長門市、美祢市
事業の規模	50,400キロワット～63,000キロワット
手続状況	<p>方法書手続中</p> <p>【公表日】 令和3年1月26日</p> <p>【縦覧期間】 令和3年1月26日～令和3年2月25日</p> <p>【縦覧場所】 ・山口県長門健康福祉センター ・長門市役所本庁 情報公開センター、長門市役所別館 生活環境課、長門市役所 三隅支所 ・美祢市役所本庁1階 市政情報センター、美祢市保健センター2階(生活環境課)、嘉万出張所、別府出張所</p> <p>【意見書の提出期間】 令和3年1月26日～令和3年3月11日</p> <p>【インターネットによる公表】 ・事業者ホームページ https://www.jre.co.jp/news/2021tenjyoyama_houhousho.php</p>
知事意見の内容	 計画段階環境配慮書に対する知事意見 (PDF : 621KB) (令和2年10月29日)
参考	事業者ホームページ https://www.jre.co.jp/

山口県 ウェブサイト (縦覧期間更新版)

天井山風力発電事業 (仮称)	
事業者	ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
事業の種類	発電所の設置
実施場所	長門市、美祢市
事業の規模	50,400キロワット～63,000キロワット
手続状況	<p>方法書手続中</p> <p>【公表日】 令和3年1月26日</p> <p>【縦覧期間】 令和3年1月26日～令和3年2月25日</p> <p>【縦覧場所】 ・山口県長門健康福祉センター ・長門市役所本庁 情報公開センター、長門市役所別館 生活環境課、長門市役所 三隅支所 ・美祢市役所本庁1階 市政情報センター、美祢市保健センター2階(生活環境課)、嘉万出張所、別府出張所</p> <p>【意見書の提出期間】 令和3年1月26日～令和3年3月11日</p> <p>【インターネットによる公表】 ・事業者ホームページ https://www.jre.co.jp/news/2021tenjyoyama_houhousho.php</p>
知事意見の内容	 計画段階環境配慮書に対する知事意見 (PDF : 621KB) (令和2年10月29日)
参考	事業者ホームページ https://www.jre.co.jp/

長門市 ウェブサイト (1月12日掲載)

天井山風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書の縦覧・説明会について

印刷用ページを表示する 掲載日：2021年1月12日

天井山風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が環境影響評価法に基づく手続きを進めています。

- [ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社のホームページはこちら](#)

環境影響評価方法書の縦覧について

縦覧期間

令和3年1月26日（火曜日）～令和3年2月25日（木曜日）

縦覧場所

長門市役所 本庁 情報公開コーナー

別館 生活環境課

三隅支所

山口県長門健康福祉センター

環境影響評価方法書の説明会について

日時及び場所

令和3年2月11日（木曜日） 10時～ ホテルの里（旧渋木児童館）

令和3年2月11日（木曜日） 14時～ 宗頭文化センター

令和3年2月13日（土曜日） 18時～ 長門市中央公民館

令和3年2月14日（日曜日） 10時～ 三隅農業者トレーニングセンター

このページに関するお問い合わせ先

生活環境課

〒759-4192 山口県長門市東深川1339番地2 別館1階

環境衛生係

Tel：0837-23-1134

Fax：0837-23-1135

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ウェブサイト (1月26日掲載)

2021年1月26日 [環境影響評価](#)

「天井山風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書」の電子観覧について

環境影響評価法に基づき、「天井山風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）を作成し、令和3年1月25日付にて経済産業大臣に送付いたしました。方法書について、下記のとおり観覧します。

▼ 方法書の観覧について ▼ 意見書の提出について ▼ 意見書の提出先

方法書の観覧について

観覧場所・時間

施設名	観覧時間
山口県長門循環福祉センター	
長門市役所本庁情報公開コーナー	
真門市役所別冊生活環境課	
長門市三隅支所	午前8時30分から午後5時15分まで (いずれも開庁・開館日のみ)
美祿市役所 市政情報コーナー	
奥州市環境センター 生活環境課	
奥州市萬万出張所	
奥州市別冊出張所	

観覧場所・時間

令和3年1月26日（火）～令和3年3月25日（木）

インターネットによる観覧

方法書は3月25日（木）まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※ブラウザは、Chrome、Edge/Internet Explorer 11、Firefox、Safariの最新バージョンとその1つ前のメジャーリリースバージョンを動作対象としています。PDFの閲覧ができない場合は、ブラウザの最新バージョンをインストール頂き、再度ご確認ください。
※Internet Explorer 10は対象外です

方法書

表紙目次	詳細はこちら
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	詳細はこちら
第2章 対象事業の目的及び内容	詳細はこちら
第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況	詳細はこちら
3.1 自然的状況	詳細はこちら
3.2 社会的状況	詳細はこちら
第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果	詳細はこちら
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	詳細はこちら
第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	詳細はこちら
第7章 その他環境省令で定める事項	詳細はこちら
第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	詳細はこちら
索引	詳細はこちら

意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

- (1) 観覧場所に備え付けの意見書用紙に記入（令和3年4月8日（木）まで）
- (2) 当社宛に郵送

〒105-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部 開発第2部 宛
(令和3年4月8日（木）当日消印有効)

意見書用紙

[詳細はこちら](#)

お問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
事業開発本部 開発第2部 担当 神山、村上、千尋
電話 03-6455-4900（代表）
（土・日・祝日を除く、午前9時～午後5時まで）

長門市 ウェブサイト (2月4日掲載)

天井山風力発電事業(仮称) 環境影響評価方法書の説明会の中止と縦覧期間の延長について

印刷用ページを表示する 掲載日: 2021年2月4日

令和3年2月4日更新

方法書の縦覧にあたり、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、開催を予定していた説明会は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況、ならびに緊急事態の延長に鑑み、すべて中止されました。

また、両社では、今後の新型コロナウイルス感染拡大状況、社会情勢の変化を検討しつつ、改めて説明会を開催する方針で検討しています。

なお、説明会中止に伴い現在行っている縦覧について縦覧期間を3月25日まで、意見書の受付を4月8日まで延長されました。

また、方法書の内容に関する説明資料を、縦覧期間中、下記の縦覧場所で公開しています。

天井山風力発電事業(仮称)に係る環境影響評価について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が環境影響評価法に基づき手続きを進めています。

- ・ [ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社のホームページはこちら](#)

環境影響評価方法書の縦覧についてはこちらに掲載されています。

- ・ [天井山風力発電事業\(仮称\) 環境影響評価方法書住民説明会 開催中止および縦覧期間の延長について \(ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社\)](#)
- ・ [「天井山風力発電事業\(仮称\) 環境影響評価方法書」の電子縦覧について \(ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社\)](#)

環境影響評価方法書の縦覧期間の延長について

方法書の縦覧は3月25日まで、意見書の受付は4月8日まで延長されました。

縦覧期間

令和3年1月26日(火曜日)～令和3年3月25日(木曜日)

縦覧場所

長門市役所 本庁 情報公開コーナー

別館 生活環境課

三隅支所

山口県 長門健康福祉センター

意見書の受付

令和3年4月8日(木曜日)まで (郵送の場合は当日消印有効)

環境影響評価方法書の説明会の中止について

説明会は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況、ならびに緊急事態宣言の延長に鑑み、すべて中止されました。

日時及び場所

令和3年2月11日(木曜日) 10時～ ホテルの里(旧渋木児童館) → 中止

令和3年2月11日(木曜日) 14時～ 宗頭文化センター → 中止

令和3年2月13日(土曜日) 18時～ 長門市中央公民館 → 中止

令和3年2月14日(日曜日) 10時～ 三隅農業者トレーニングセンター → 中止

問い合わせ

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

事業開発本部 開発第2部

Tel: 03-6455-4900

このページに関するお問い合わせ先

生活環境課

〒759-4192 山口県長門市東深川1339番地2 別館1階

環境衛生係

Tel: 0837-23-1134

Fax: 0837-23-1135

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ウェブサイト (2月5日掲載)

2021年2月5日

天井山風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書住民説明会 開催中止および縦覧期間の延長について

方法書の縦覧にあたり、下記日程・場所にて開催を予定しておりました説明会は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況、ならびに緊急事態宣言の延長に鑑み、すべて開催を中止とさせていただきます。

ご来場の方には大変ご迷惑をお掛け致しますが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

また、今後の新型コロナウイルス感染拡大状況、社会情勢の変化を勘案しつつ、別途説明会を開催する方針で検討しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

中止する説明会

長門市

- ・令和3年2月11日（木）10:00～11:30 はたもの里（旧渋木児童館）
- ・令和3年2月11日（木）14:00～15:30 宗頭文化センター
- ・令和3年2月13日（土）18:00～19:30 長門市中央公民館
- ・令和3年2月14日（日）10:00～11:30 三隅農業者トレーニングセンター（三隅公民館）

美祿市

- ・令和3年2月11日（木）18:00～19:30 美祿市秋吉公民館
- ・令和3年2月12日（金）18:00～19:30 美祿市市民会館
- ・令和3年2月13日（土）10:00～11:30 秋芳桂花小学校 体育館
- ・令和3年2月13日（土）14:00～15:30 美祿市別府公民館
- ・令和3年2月14日（日）14:00～15:30 秋芳八代ぬくもりの里交流センター

なお、縦覧は予定通り行っておりますが、説明会中止に伴い期間を延長いたします。

また、方法書の内容に関するご説明資料を、縦覧期間中、下記の縦覧場所で公開いたします。どなたでもご自由にご覧いただくことができます。

縦覧場所・時間

施設名	縦覧時間
山口県長門健康福祉センター	
長門市役所本庁情報公開コーナー	
長門市役所別館生活環境課	
長門市三隅支所	午前8時30分から午後5時15分まで (いずれも開庁・開館日のみ)
美祿市役所 市政情報コーナー	
美祿市保健センター 生活環境課	
美祿市萬万出張所	
美祿市別府出張所	

縦覧ページ

https://www.jre.co.jp/news/2021tenjyozan_houhousho_nho

縦覧期間

令和3年1月26日（火）～令和3年3月25日（木）
(土・日・祝日、各施設の休館日を除く)

意見書の受付

令和3年4月6日（木）まで ※郵送の場合は当日消印有効

長門市 ウェブサイト (3月5日掲載)

天井山風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書の説明会の開催と縦覧期間の延長について

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日：2021年3月5日更新

令和3年3月5日更新

天井山風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価方法書の縦覧にあたり、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、説明会を開催します。この説明会は、新型コロナウイルス感染拡大状況を検討し2月に中止のお知らせをしたものを、社会情勢の変化を受けて、改めて開催するものです。なお、1月26日より行われている縦覧については縦覧期間を3月25日まで、意見書の受付を4月8日まで延長されています。また、方法書の内容に関する説明資料を、縦覧期間中、下記の縦覧場所で公開しています。

天井山風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が環境影響評価法に基づく手続きを進めています。

- [ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社のホームページはこちら](#)

環境影響評価方法書の縦覧についてはこちらに掲載されています。

- [天井山風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書住民説明会開催連絡について](#)
- [天井山風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書住民説明会開催中止および縦覧期間の延長について（ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社）](#)
- [「天井山風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書」の電子縦覧について（ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社）](#)

環境影響評価方法書の縦覧期間の延長について

方法書の縦覧は3月25日まで、意見書の受付は4月8日まで延長されました。

縦覧期間

令和3年1月26日（火曜日）～令和3年3月25日（木曜日）

縦覧場所

長門市役所 本庁 情報公開コーナー

別館 生活環境課

三隅支所

山口県 長門健康福祉センター

意見書の受付

令和3年4月8日（木曜日）まで（郵送の場合は当日消印有効）

環境影響評価方法書の説明会について

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、2月の開催は中止されましたが、下記日程で改めて開催されます。

日時及び場所

令和3年3月17日（水曜日）	18時～19時30分	ホテルの里（旧洪水児童館）
令和3年3月20日（土曜日）	18時～19時30分	長門市中央公民館
令和3年3月21日（日曜日）	10時～11時30分	三隅農業者トレーニングセンター
令和3年3月21日（日曜日）	18時～19時30分	宗頭文化センター

問い合わせ

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

事業開発本部 開発第2部

Tel：03-6455-4900

このページに関するお問い合わせ先

生活環境課

〒759-4192 山口県長門市東深川1-3-9番地2 別館1階

環境衛生係

Tel：0837-23-1134

Fax：0837-23-1135

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ウェブサイト (3月5日掲載)

2021年3月5日

[写真・イラスト](#)**天井山風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書住民説明会 開催連絡について**

「天井山風力発電事業(仮称) 環境影響評価方法書」について、説明会を次のとおり開催いたしますので、お知らせいたします。

なお、本説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、2月に中止のお知らせをしたものを、その後の社会情勢等の変化を受けて、下記日程にて改めて開催するものです。

説明会日時・場所**長門市**

- ・令和3年3月17日（水）18:00～19:30 ほたるの里（旧洪水児童館）
- ・令和3年3月20日（土）18:00～19:30 長門市中央公民館
- ・令和3年3月21日（日）10:00～11:30 三隅農業者トレーニングセンター（三隅公民館）
- ・令和3年3月21日（日）18:00～19:30 宗頭文化センター

美祿市

- ・令和3年3月18日（木）18:00～19:30 美祿市市民会館
- ・令和3年3月19日（金）18:30～20:00 美祿市秋吉公民館
- ・令和3年3月20日（土）10:00～11:30 美祿市嘉万公民館
- ・令和3年3月20日（土）14:00～15:30 美祿市別府公民館
- ・令和3年3月21日（日）14:00～15:30 秋芳八代ぬくもりの里交流センター

天井山風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書住民説明会 開催中止および縦覧期間の延長について

<https://www.jre.co.jp/news/20210205.php>

縦覧ページ

https://www.jre.co.jp/news/2021tenjyozan_houhoucho.php

説明会中止のお知らせ (2月5日配布)

説明会中止のお知らせ

令和3年2月5日

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

「天井山風力発電事業(仮称)環境影響評価方法書」について開催を予定しておりました説明会は、次のおり中止とさせていただきますので、お知らせいたします。

- 1、事業者の名称 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 中川 隆久
所在地 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
- 2、対象事業の名称 天井山風力発電事業(仮称)
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 5万4百～6万3千キロワット
- 3、対象事業実施区域 山口県長門市、美祿市
- 4、関係する地域であると認められる地域の範囲
山口県長門市、美祿市
- 5、説明会の中止 下記日程・場所にて開催を予定しておりました説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、すべて中止とさせていただきます。今後は、社会情勢等を踏まえつつ、代替となるご説明の機会を設けられるよう検討してまいります。

(中止させていただく説明会)

長門市 令和3年2月11日(木・祝)午前10時～11時30分:ほたるの里(旧木水児童館)
午後2時～3時30分:宗頭文化センター
令和3年2月13日(土) 午後6時～7時30分:長門市中央公民館
令和3年2月14日(日) 午前10時～11時30分:三隅公民館
美祿市 令和3年2月11日(木・祝)午後6時～7時30分:美祿市秋吉公民館
令和3年2月12日(金) 午後6時～7時30分:美祿市民会館
令和3年2月13日(土) 午前10時～11時30分:秋芳桂花小学校体育館
午後2時～3時30分:美祿市別府公民館
令和3年2月14日(日) 午後2時～3時30分:美祿市八代ぬくもりの里交流センター

6、方法書ご説明資料の公開

方法書の概覧は予定どおり行っており、方法書の内容に関するご説明資料を下記の概覧場所で公開いたします。どなたでもご自由にご覧いただくことができます。

方法書概覧場所 山口県長門健康福祉センター、長門市役所本庁情報公開コーナー、同別館生活環境課、三隅支所、美祿市役所市政情報コーナー、美祿市保健センター生活環境課、美祿市嘉万出張所、美祿市別府出張所

時間 各施設の開庁・開館時間内

期間 令和3年1月26日(火)～2月25日(木)(土・日、施設の休館日は除く)

7、お問合せ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部

担当:神山、村上、千葉

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号 六本木ヒルズノースタワー15階

電話 03-6455-4900

説明会開催のお知らせ（3月8日配布）

説明会開催のお知らせ

令和3年3月8日

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

「天井山風力発電事業(仮称) 環境影響評価方法書」について、説明会を次のとおり開催いたしますので、お知らせいたします。

なお、本説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み2月に中止のお知らせをしたものを、その後の社会情勢等の変化を受けて、下記日程にて改めて開催するものです。

- 1、事業者の名称 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表者の氏名 代表取締役 中川 隆久
所在地 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
- 2、対象事業の名称 天井山風力発電事業(仮称)
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 5万4百～6万3千キロワット
- 3、対象事業実施区域 山口県長門市、美祿市
- 4、関係する地域であると認められる地域の範囲
山口県長門市、美祿市
- 5、説明会の開催について
次のとおり説明会を開催させていただきます。
長門市 令和3年3月17日(水) 午後6時～7時30分: ほとるの里(旧渋木児童館)
令和3年3月20日(土) 午後6時～7時30分: 長門市中央公民館
令和3年3月21日(日) 午前10時～11時30分: 三隅農業者トレーニングセンター(三隅公民館)
令和3年3月21日(日) 午後6時～7時30分: 宗園文化センター
美祿市 令和3年3月18日(木) 午後6時～7時30分: 美祿市民会館
令和3年3月19日(金) 午後6時30分～8時: 美祿市秋吉公民館
令和3年3月20日(土) 午前10時～11時30分: 美祿市嘉万公民館
令和3年3月20日(土) 午後2時～3時30分: 美祿市別府公民館
令和3年3月21日(日) 午後2時～3時30分: 秋芳八代ぬくもりの里交流センター
- 6、お問合せ先 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部
担当: 神山、村上、千葉
〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号 六本木ヒルズノースタワー15階
電話 03-6455-4900

(No.)

「天井山風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書に対する意見書」

日 付	2021年 月 日
お 名 前	<small>※ふりがなをお願いします。</small>
ご 住 所	(〒 -) (TEL - -)
ご意見の内容（理由を含めてご記入ください。）	

■備考

1. 氏名及び住所は、環境影響評価法施行規則の規定により、必ずご記入ください。
1枚でご意見を記載できない場合は、用紙右上に番号を付して、複数枚をご使用ください。
2. 意見書の提出先 縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、下記送付先へご郵送ください。
送付先：〒106-0032 東京都港区六本木 6-2-31 六本木ヒルズノースタワー15階
 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
 事業開発本部 開発第2部 宛
3. 意見書の提出期限：2021年3月11日（木）（当日消印有効）

天井山風力発電事業（仮称）環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解

正誤表

ページ 番号	正	誤
p. 1	<p>(2) 公告の方法</p> <p>③インターネット 2021年1月26日(火)から以下のウェブサイト に情報を掲載した(長門市は1月12日(火)から掲載)。 ・山口県 (別紙3-1参照) ・長門市 (別紙3-2参照) ・美祢市 ・当社 (別紙3-3参照)</p> <p>④地元ケーブルテレビ 以下のとおり、ケーブルテレビにより周知した。 ・美祢市 ケーブルテレビ (2021年2月5日(金)から)</p>	<p>2021年1月26日(火)から以下のウェブサイト に情報を掲載した(長門市は1月12日(火)から掲載)。 ・山口県 (別紙3-1参照) ・長門市 (別紙3-2参照) ・当社 (別紙3-3参照)</p>
p. 3	<p>(1) 説明会についての公告の日及び公告の方法(当初予定)</p> <p>③インターネット 2021年1月26日(火)から以下のウェブサイト に情報を掲載した(縦覧に関する公告と同時、 長門市は1月12日(火)から掲載)。 ・長門市 (別紙3-2参照) ・美祢市 ・当社 (別紙3-3参照)</p>	<p>2021年1月26日(火)から以下のウェブサイト に情報を掲載した(縦覧に関する公告と同時、 長門市は1月12日(火)から掲載)。 ・長門市 (別紙3-2参照) ・当社 (別紙3-3参照)</p>
p. 5	<p>(3) 説明会中止の周知</p> <p>③インターネット 2021年2月5日(金)から以下のウェブサイト に情報を掲載した(長門市は2月4日(木)から 掲載)。 ・長門市 (別紙3-4参照) ・美祢市 ・当社 (別紙3-5参照)</p> <p>④地元ケーブルテレビ、告知放送 以下のとおり、ケーブルテレビ及び告知放送 により周知した。 ・長門市 ケーブルテレビ (2021年2月4日(木)から) ・美祢市 ケーブルテレビ (2021年2月5日(金)から)、 告知放送 (2021年2月5日(金)から) ※美祢市の告知放送は秋芳地域のみ</p>	<p>2021年2月5日(金)から以下のウェブサイト に情報を掲載した(長門市は2月4日(木)から 掲載)。 ・長門市 (別紙3-4参照) ・当社 (別紙3-5参照)</p> <p>④地元ケーブルテレビ、有線放送 以下のとおり、ケーブルテレビ及び有線放送 により周知した。 ・長門市 ケーブルテレビ (2021年2月4日(木)から) ・美祢市 ケーブルテレビ、有線放送 (2021年3月2日(火)から) ※美祢市の有線放送は秋芳地域のみ</p>

ページ 番号	正	誤
p. 6	<p>(5) 説明会開催の周知（日程変更後）</p> <p>③インターネット 2021年3月5日(金)から以下のウェブサイト に情報を掲載した（美祢市は3月2日(火)から掲載）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長門市（別紙3-6参照） ・美祢市（別紙3-8参照） ・当社（別紙3-7参照） <p>④地元ケーブルテレビ 以下のとおり、ケーブルテレビにより周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長門市 ケーブルテレビ（2021年3月5日(金)から） ・美祢市 ケーブルテレビ（2021年3月2日(火)から） 	<p>2021年3月5日(金)から以下のウェブサイト に情報を掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長門市（別紙3-6参照） ・当社（別紙3-7参照） <p>以下のとおり、ケーブルテレビにより周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長門市 ケーブルテレビ（2021年3月5日(金)から）
p. 7	(記載情報の追加による行のズレ)	-
p. 8	<p>3. 環境影響評価方法書についての意見の把握</p> <p>(1) 意見書の提出期間 2021年1月26日(火)から4月8日(木)まで（郵送の場合は当日消印有効）</p>	<p>2021年1月26日(火)から3月25日(木)まで（郵送の場合は当日消印有効）</p>
p. 73	(別紙3-8を追加)	-

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

なお、縦覧期間については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため2月に予定していた説明会を中止したことによる代替措置として、1か月延長し2か月とした。

(1) 公告の日

2021年1月26日(火)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙

2021年1月26日(火)付の以下の日刊紙に「お知らせ」を掲載した。

- ・山口新聞 (別紙1-1参照)
- ・朝日新聞 (別紙1-1参照)
- ・毎日新聞 (別紙1-2参照)
- ・読売新聞 (別紙1-2参照)

② 関係自治体の広報誌

以下の広報誌に情報を掲載した。

- ・長門市広報知っちょこ 2021年1月号No.247 (別紙2-1参照)
- ・げんきみね 2021年1月号No.202 (別紙2-1参照)

③ インターネット

2021年1月26日(火)から以下のウェブサイト情報を掲載した(長門市は1月12日(火)から掲載)。

- ・山口県 (別紙3-1参照)
- ・長門市 (別紙3-2参照)
- ・美祢市
- ・当社 (別紙3-3参照)

④ 地元ケーブルテレビ

以下のとおり、ケーブルテレビにより周知した。

- ・美祢市 ケーブルテレビ (2021年2月5日(金)から)

(3) 縦覧期間

2021年1月26日(火)から3月25日(木)まで (土・日・祝日を除く)

※2月に予定していた説明会を中止したため、2月25日(火)までとしていた縦覧期間を1か月延長し、3月25日(木)までとした。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

当初2月に開催を予定していた説明会の公告は、縦覧に関する公告と同時に行った。ただし、関係自治体の広報誌においては、縦覧公告と同時に説明会の開催予定を告知のうえ、縦覧公告の次の号で詳細について掲載した。

しかし、令和3年1月の新型コロナウイルス感染症の全国的な急拡大、それに伴う当社所在地の東京都を含む11都府県への緊急事態宣言の発出状況を鑑み、一旦中止とした。説明会の中止については、開催の公告を行った日刊紙4紙と、日刊紙4紙への折り込みチラシにより周知した。

その後、新型コロナウイルス感染症の動向及び地元の要望等を勘案し、一旦中止した説明会について、日程を3月に変更して開催することとした。説明会の開催については、日刊紙4紙と、日刊紙4紙への折り込みチラシにより周知した。なお、説明会の中止及び日程の変更については、説明会会場への貼り紙による通知も行った。

(1) 説明会についての公告の日及び公告方法（当初予定）

① 日刊新聞紙

2021年1月26日(火)付の以下の日刊紙に「お知らせ」を掲載した（縦覧に関する公告と同時）。

- ・山口新聞（別紙1-1参照）
- ・朝日新聞（別紙1-1参照）
- ・毎日新聞（別紙1-2参照）
- ・読売新聞（別紙1-2参照）

② 関係自治体の広報誌

以下の広報誌に情報を掲載した。

- ・長門市広報知っちょこ 2021年1月号No.247（別紙2-1参照）
- ・長門市広報知っちょこ 2021年2月号No.248（別紙2-2参照）
- ・げんきみね 2021年1月号No.202（別紙2-1参照）
- ・げんきみね 2021年2月号No.203（別紙2-2参照）

③ インターネット

2021年1月26日(火)から以下のウェブサイトへ情報を掲載した（縦覧に関する公告と同時、長門市は1月12日(火)から掲載）。

- ・長門市（別紙3-2参照）
- ・美祢市
- ・当社（別紙3-3参照）

(3) 説明会中止の周知

① 日刊新聞紙

2021年2月5日(金)付の以下の日刊紙に「説明会中止のお知らせ」を掲載した。

- ・山口新聞 (別紙 1-3 参照)
- ・朝日新聞 (別紙 1-3 参照)
- ・毎日新聞 (別紙 1-4 参照)
- ・読売新聞 (別紙 1-4 参照)

② 日刊紙4紙への折り込みチラシ

2021年2月5日(金)付の①の日刊紙に折り込みチラシを行った(別紙 4-1 参照)。

③ インターネット

2021年2月5日(金)から以下のウェブサイト情報を掲載した(長門市は2月4日(木)から掲載)。

- ・長門市 (別紙 3-4 参照)
- ・美祢市
- ・当社 (別紙 3-5 参照)

④ 地元ケーブルテレビ、告知放送

以下のとおり、ケーブルテレビ及び告知放送により周知した。

- ・長門市 ケーブルテレビ (2021年2月4日(木)から)
- ・美祢市 ケーブルテレビ (2021年2月5日(金)から)、告知放送 (2021年2月5日(金)から)

※美祢市の告知放送は秋芳地域のみ

(4) 説明会中止に伴う代替措置

説明会中止に伴う代替措置として、縦覧期間を1か月延長した。また、方法書縦覧場所(全8箇所)に「天井山風力発電事業(仮称)環境影響評価方法書-説明資料-」(A4版全49ページ)を設置し、縦覧場所にて閲覧可能とした。

(5) 説明会開催の周知(日程変更後)

① 日刊新聞紙

2021年3月8日(月)付の以下の日刊紙に「説明会開催のお知らせ」を掲載した。

- ・山口新聞 (別紙 1-5 参照)
- ・朝日新聞 (別紙 1-5 参照)
- ・毎日新聞 (別紙 1-6 参照)
- ・読売新聞 (別紙 1-6 参照)

② 日刊紙4紙への折り込みチラシ

2021年3月8日(月)付の①の日刊紙に折り込みチラシを行った(別紙 4-2 参照)。

③ インターネット

2021年3月5日(金)から以下のウェブサイト情報を掲載した(美祢市は3月2日(火)から掲載)。

- ・長門市 (別紙3-6参照)
- ・美祢市 (別紙3-8参照)
- ・当社 (別紙3-7参照)

④ 地元ケーブルテレビ

以下のとおり、ケーブルテレビにより周知した。

- ・長門市 ケーブルテレビ (2021年3月5日(金)から)
- ・美祢市 ケーブルテレビ (2021年3月2日(火)から)

(6) 開催日時、開催場所及び来場者数(日程変更後)

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は、以下のとおりである。合計で113名が来場した。

① 長門市

- ・開催日時：2021年3月17日(水) 18:00～19:30
- ・開催場所：ほたるの里(旧渋木児童館)
- ・来場者数：11名

- ・開催日時：2021年3月20日(土) 18:00～19:30
- ・開催場所：長門市中央公民館
- ・来場者数：6名

- ・開催日時：2021年3月21日(日) 10:00～11:30
- ・開催場所：三隅農業者トレーニングセンター(三隅公民館)
- ・来場者数：19名

- ・開催日時：2021年3月21日(日) 18:00～19:30
- ・開催場所：宗頭文化センター
- ・来場者数：15名

② 美祢市

- ・開催日時：2021年3月18日(木) 18:00～19:30
- ・開催場所：美祢市民会館
- ・来場者数：15名

- ・開催日時：2021年3月19日(金) 18:30～20:00
- ・開催場所：美祢市秋吉公民館
- ・来場者数：10名

- ・開催日時：2021年3月20日(土) 10:00～11:30
- ・開催場所：美祢市嘉万公民館
- ・来場者数：8名

- ・開催日時：2021年3月20日(土) 14:00～15:30
- ・開催場所：美祢市別府公民館
- ・来場者数：9名

- ・開催日時：2021年3月21日(日) 14:00～15:30
- ・開催場所：秋芳八代ぬくもりの里交流センター
- ・来場者数：20名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、一般からの意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

2021年1月26日(火)から4月8日(木)まで (郵送の場合は当日消印有効)

(2) 意見書の提出方法

意見書の提出は、以下の方法により受け付けた。(別紙5参照)

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・当社への郵送
- ・説明会での提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は45通(意見書箱への投函34通、郵送6通、説明会での提出5通)、意見総数は137件であった。

天井山風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価方法書の説明会開催及び方法書縦覧、意見書提出期限の延長

更新日：2021年03月02日

環境影響評価法に基づく、天井山風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価方法書の説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2月に中止しましたが、社会情勢等の変化を受けて、次のとおり、開催します。

また、方法書の縦覧期間、意見書提出期限は次のとおり延長しています。

（問合せ）ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社（電話03-6455-4900）

[ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社のホームページはこちら](#)

環境影響評価方法書の縦覧について

【当初期間】令和3年1月26日（火曜日）から2月25日（木曜日）まで

【延長後期間】令和3年1月26日（火曜日）から3月25日（木曜日）まで

【場所】市役所（市政情報コーナー）、美祢市保健センター（生活環境課）、嘉万出張所、別府出張所

【当初意見書提出期間】令和3年3月11日（木曜日）まで

【延長後意見書提出期間】令和3年4月8日（木曜日）まで

環境影響評価方法書の説明会について

【日時及び場所】

- ・ 令和3年3月18日（木曜日） 18時から 美祢市民会館
- ・ 令和3年3月19日（金曜日） 18時30分から 秋吉公民館
- ・ 令和3年3月20日（土曜日） 10時から 嘉万公民館
- ・ 令和3年3月20日（土曜日） 14時から 別府公民館
- ・ 令和3年3月21日（日曜日） 14時から 秋芳八代めぐもりの里交流センター

この記事に関するお問い合わせ先

市民福祉部 生活環境課
〒759-2292
美祢市大嶺町東分345-1
電話番号：0837-53-1090
ファックス：0837-53-1099
kankyoku@city.mine.lg.jp